

第百六十九回国会

参議院財政金融委員会會議録第十四号

(二五六)

平成二十年六月三日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

五月三十日

辞任

大河原雅子君

補欠選任

森田 高君

六月二日

辞任

尾辻 秀久君

補欠選任

島尻安伊子君

六月三日

辞任

大塚 耕平君

補欠選任

米長 晴信君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

尾立 源幸君

大塚 耕平君

川合 孝典君

川崎 稔君

富岡由紀夫君

平田 健二君

水戸 将史君

森田 高君

横峯 良郎君

米長 晴信君

小泉 昭男君

椎名 一保君

峰崎 直樹君

大久保 勉君

辻 泰弘君

円 より子君

愛知 治郎君

田村耕太郎君

尾立 源幸君

大塚 耕平君

川合 孝典君

川崎 稔君

富岡由紀夫君

平田 健二君

水戸 将史君

森田 高君

横峯 良郎君

米長 晴信君

小泉 昭男君

椎名 一保君

国務大臣

副大臣

大臣政務官

内閣府副大臣

国土交通副大臣

内閣府大臣政務官

事務局側

政府参考人

参考人

警察庁長官官房

審議官

金融庁監督局長

国土交通省河川

局長

株式会社東京証券取引所グループ取締役兼代表執行役社長

モルガン・スタンレー証券株式

会社経済調査部長

預金保険機構理事長

永田 俊一君

ロバート・フェルドマン君

齊藤 惇君

大鳴 健一君

戸井田とおる君

山本 明彦君

平井たくや君

渡辺 喜美君

白浜 一良君

荒木 清寛君

森 まさこ君

林 芳正君

中山 恭子君

閣提出、衆議院送付)

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○財政及び金融等に関する調査

(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件)

(預金保険機構の実績に関する件)

(整理回収機構の業務運営に関する件)

(ヤミ金融の取締りに関する件)

○委員長(峰崎直樹君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、大河原雅子君及び尾辻秀久君が委員を辞任され、その補欠として森田高君及び島尻安伊子君が選任されました。

○委員長(峰崎直樹君) 金融商品取引法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案の審査のため、二名の参考人から御意見を伺います。

御出席いただいております参考人は、株式会社東京証券取引所グループ取締役兼代表執行役社長齊藤惇君及びモルガン・スタンレー証券株式会社経済調査部長ロバート・フェルドマン君でございます。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多忙のところ本委員会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

お二方から忌憚のない御意見をお述べいただき、今後の審査の参考にいたしたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議事の進め方でございますが、まず、齊藤参考人、フェルドマン参考人の順序で一人二十分以内で御意見をお述べいただき、その後、各委員の質疑にお答え願いたいと存じます。

なお、意見の陳述、質疑及び答弁のいずれも着席のままで結構でございますが、御発言の際は、その都度、委員長の許可を得ることとなっております。また、各委員の質疑時間が限られておりますので、御答弁は簡潔にお願いしたいと思っております。

それでは、まず齊藤参考人をお願いいたします。齊藤参考人。

○参考人(齊藤惇君) 東京証券取引所の齊藤でございます。本日は、当委員会にお招きをいただきまして、意見を申し上げる大変貴重な機会を賜りまして、誠にありがとうございます。

時間も限られておりますので、早速、金融商品取引法等の一部を改正する法律案に対する私どもの考え方を申し述べたいと存じます。

貯蓄から投資へ、あるいは金融立国への挑戦といった政府による諸施策が展開されている中で、東京証券取引所がそのある意味では象徴的な存在として中心的な役割を担っていくことを強く期待されております。これは、昨年六月末に私、東証の社長に就任いたしました以来、ひしひしと実感しているところでございます。

ただ、私が社長に就任してすぐアメリカのサブプライム問題が表面化したしまして、その影響を必要以上といえますか、むしろ異常に強く受けた日本の株式市場は、残念ながら昨年夏の夏以降、活力を失ったまま推移しております。

過去二十年間の資本市場の動きを振り返ってみますと、先生方よく御存じのとおり、日本の株式市場、資本市場というのは世界でただ一か所縮小を続けました。東証の時価総額ということで申し

本日の会議に付した案件
○金融商品取引法等の一部を改正する法律案(内)

ますと、六百兆円以上ございましたものが、現在四百三、四十兆ぐらいまで縮小してきておりますが、このライバルといいますが、世界のニューヨーク迎いで、我が日本が六百五十兆ぐらいのときに四百七十兆円ぐらいしかありませんでしたこの時価総額というのは、現在でも二千兆円を超えております。つまり、四倍から五倍になっているということでもあります。ロンドンというのは百二十兆ぐらいしかありませんでしたから、ちょうど日本の五分の一ぐらいしかなかった小さな市場であったわけですが、これが逆に今六百兆円、つまり逆に言うと五倍に拡大しております。

また、昨年の取引状況を見ましても、東京証券取引所の総取引金額は六百五十兆円ぐらいでございました。これに對しまして、ニューヨークの取引金額は三千兆円に達しております。そして、ロンドンは一兆円。ですから、ニューヨークは大体三倍から四倍弱、ロンドンの場合は二倍弱あるということでもあります。この取引量の格差を見ましても、現在日本の位置付け、世界における金融市場としての位置付けが明確であります。

世界はどうしても今このリスク資本というものをどうやって自分の国に呼び込むかという、これはもう国家戦略になっておりまして、熾烈な競争をしているという状況であります。合従連衡も続いておりますが、地球上、特に大西洋を挟んでその姿を赤い線で引けば大西洋が真っ赤になるぐらい、いろんな資本合従連衡が欧米の間で行われております。

このような状況の中で、今般の金融商品取引法改正による諸制度の見直しというのは東証における今後の取組の大前提となるものでありまして、我が国経済の持続的成長にとりましても非常に重要かつ緊急性の高い事項であると考えております。

東証といたしましては、まず従来の商品のラインナップを超えた総合的な品ぞろえを実現することによりまして、国内に存在します千五百兆円に及ぶ個人金融資産に対して幅広い投資機会を提供

したいと考えております。具体的には、改正法によりまして多様化されます上場投資信託、ETFというものを多数上場したいと考えております。既に北米で、いわゆるアメリカとカナダですが、大体六百八十兆のETFが上場されております。ドイツ市場だけで三百三十三兆、ロンドンで百六十七兆、そしてフランス・パリにありますユーロネクストだけで三百二十一兆と、欧州だけで八百本以上のETFが取引をされているわけでありまして、私が就任しました時点における東証におけるETFはわずか十三本でありました。いろいろな規制問題がありまして、改善していただきまして、ようやく今三十五本に増やさせていただきました。しかし、これを三年以内に少なくとも百銘柄、長期的にはできればニューヨーク証券取引所並みの二百八十銘柄ぐらいに上場を目指してまいりたいと考えております。

このETFという商品は、非常に投資家にとつて安いコストで、しかも指数をバックにして上場しておりますので、個人の方が投資されまして、例えば世界の五百銘柄とか千銘柄とか、株でもそういうものを投資することができまして、改善の仕方によつてはコモディティ商品と有価商品との分散投資というような効果が期待できます。したがって、個人のダイバーシフィケーションといいますが、個人のリスク分散の商品として高く評価されまして、諸外国においては活発にこれが取引されているというものであります。

日本では、先ほど申しましたいろいろな理由で未発達でありまして、日本国民に対して個人が自分でリスク分散しながら投資するというチャンスを我々は与えることができなかったということでもあります。

御案内のとおり、我が国の投資信託の残高はここ数年で四十兆ぐらいから一時八十兆、このところちよつと下がりましたので六、七十兆だと思ひますが、まで一応拡大しました。しかし、五百兆円あるGDPに対して国民の投資信託は一六％にすぎません。アメリカを見ますと、同じ時期に

八百兆円から千二百兆円の規模に膨らみました。アメリカのGDPは千二百兆を超えておりますから、アメリカは投資信託が大体GDPと同じぐらい存在しているということでもあります。日本はまだまだ力不足だと言わざるを得ません。この意味でも、個人投資家にとつて低コストで簡便かつ効果的に分散投資が可能になるETFの多様化は不可欠でございます。

また、これを実現する新たな年金プランとして、今ある四〇一kに加えて日本版のIRAを導入すべきではないかと思つております。日本版IRAを導入することによりまして、運用中の運用収益については年金を引き出すまで非課税扱いとするとともに、今後多様化されるETFによつて個人でも容易にできる分散投資を通して、国民一人一人に自分の人生は自分でつくるという意識を持つていただくということは非常に大切なことではないかと考えております。

次に、改正法案におきまして、リスクテイク能力のあるプロ投資家向けに自由度の高いプロ向け市場の枠組み整理が提案されております。日本の上場企業のトップ五十の顔ぶれを見ますと、この五十年間ぐらいほとんど変わつておりません。これに対してアメリカでは、ゼネラル・モーターズやゼネラル・エレクトロニクスなどを除きますと大幅に入れ替わつております。つまり、我が国においても、かつてのソニーやホンダのような新しい企業を育てることによつて社会を活性化させる必要があるということでもあります。

本来エクイティファイナンスというものは、銀行など金融機関が容易に融資できない高いリスクのある事業や産業に長期的にその技術力や成長力を見越して投資するものでございます。日本には多くの隠れた技術、電子、医学、通信、冶金工学などあると言われておりますが、最近の株主が短期で高いROEを求める傾向が強いために、企業がこのインキュベーター的な長期技術に投資することがだんだん少なくなつてきております。これらの問題を解決するため、東証といたしまして

も、リスクマネーを必要とする成長性の高い企業にプロ向けの新興市場を提供する必要があると判断した次第でございます。

さらに、改正法案においては、排出量取引に関する市場の開設業務が金融商品取引所の兼業業務として追加されております。排出量取引につきましては、欧州のようなキャップ・アンド・トレードの導入の是非について様々な議論が行われていることは認識しておりますが、それはまさに国家戦略として議論されるものであり、我々がここでコメントするつもりはございません。

しかし、肝心なことは、欧米においては既に取引所において排出量が盛んに取引をされているということでもあります。そして、そのルールを西洋人が中心となつて構築しており、今の段階でこのルール作りの中にもし日本人が入らなければ、戦前と同じように世界のルールができてしまつてしまひ、日本は孤立してしまうということでもあります。孤立してから批判をしてももう遅いということでもあります。

したがって、東証といたしまして、我が国がアジアにおける排出量取引センターになるためにも、取引のルール作りについては早急に検討を開始する必要があると考えまして、今般、京都クレジット等取引所研究会を発足しております。

最後になりましたが、資本市場、とりわけその中核たる証券取引市場は、国民共有の資産であるとの認識に立ち返りますと、いかにして多くの取引が行われる効率的な市場を確保するか、同時にいかにして信頼性の高い市場をつくるかということがますます大きな課題となつてきております。

この課題を達成していくために、市場運営、国際対応その他の面におきまして、東証は常に創造的かつ挑戦的な姿勢を保ち、個別の具体的施策に取り組んでまいりたいと考えております。

どうか、先生方におかれましては、当法案に対する十分な御審議をいただくとともに、今後とも証券市場の発展に御高配を賜りますようお願い申し上げます。私からの意見陳述を終わらせてい

たきます。

大変ありがとうございました。

○委員長(峰崎直樹君) ありがとうございます。

次に、フェルドマン参考人をお願いいたします。

○参考人(ロバート・フェルドマン君) ありがとうございます。

本日、参考人としてお招きいただきましてありがとうございます。

なぜ外人がここにいるのかということがちよつと思われませんかけれども、私は初めて日本にきたのはほぼ四十年前、昭和四十五年だったんですけれども、高校時代の交換留学生プログラム、AFSで一年間、名古屋で勉強させていただきました。それ以来、勤勉まじめの日本国民、駄じゃれが多い日本語と付き合っただけで四十年間送ってきましてけれども、やはり互いにより豊かな世界をつくらないといけないということが基本的な人生の、何ですか、目標ということで、それに若干貢献できるならいいなと思ってきました。

本日、法案を審議していらつしやる皆さんに若干参考として意見を述べさせていただきますと思いますけれども、まず、この法案はなぜ大事なのかという点です。

日本の金融市場の競争力を高めるということは当然大事なことですが、市場のためではないということも大事なポイントだと思えます。これは高齢化と対置する日本経済の持続性を守るためのものだと思つています。もっと突っ込んで申し上げますと、おじいちゃん、おばあちゃんたちを食べさせるための法案だと思えます。持続性のある日本経済じゃないとうまくいかないということですので、やっぱり生産性を上げないといけない以外にやり方はないということだと思えます。資本市場は日本の労働の使い方、資本の使い方を良くするために頑張っているということですので、市場の競争力を高める、市場の機能を高めることに成功するなら、労働の使い方、資本の使

い方が良くなって、日本経済の持続性、日本国民の生活水準を守ることが一番肝心なポイントだと思えます。

じゃ、なぜ改正が必要なのかといいますと、簡単に言いますと、ほかの国が一生懸命動いているというのが一つの理由です。十年前はシンガポールがこれだけ強い資本市場ではなかったんですが、結構動いています。香港もそうですし、上海もそうです。日本が遅れないように頑張らないといけないというのが一つの理由です。

もう一つは、技術革新です。目をまばたく期間は約五百ミリ秒でコンドですけれども、ミリ秒ですが、今の取引、自動取引の速さを見ますと、八十ミリ秒とか物すごく短い期間で取引しているわけですから、やはり技術革新によって常に市場が効率性を上げないといけないところがあります。

三番目はグローバル経済が大きく変わっているということですが、五年前、原油価格が百三十ドルになるということを言った人は多分ばかりじゃないかと思われたと思いますけれども、実際にそうなっています。穀物は非常に高騰しています。こういう実体経済の変化によって金融市場が動いて、もっと有効に資源を再配分しないといけないということがありますので、日本経済もその再配分に参加してより良い世界をつくらないといけない義務があると思えます。

こういうことを背景にしてこの法案を審議していただきたいと思っております。

さて、この法案の内容ですけれども、さつき藤社長がいろいろおっしゃいましたけれども、斉藤社長がおっしゃいましたように、ETFの多様化が非常に大事なポイントだと思えます。やはりこれから柔軟にいろんな金融商品がつけられるように、投資家のニーズと投資をする人たちのニーズ、すなわち実体経済のニーズに合わせるような商品をつくっておかないといけない。つまり方が難し過ぎると、チャンスを見逃すだけじゃなくて、生活水準が守れないことになるのは一つの

大事なポイントですので、ETFをその一つの手段として進めるべきではないかと思えます。

ファイアウォールのやり直しということもありますけれども、これ、基本的にリスクマネジメン

トが一つの大きなテーマだと思えます。というのは、今の制度ですと、ある会社の中でリスク管理する人たちが必要ということですが、リスク管理というものは、基本的に情報をいっぱい交換して、何がどこから問題になってくるかということを考えて動くということですので、いろんな人がいろんなところでリスクマネジメントをやっていますということですが、そもそもうまくいかない、だからもうちよつと柔軟にリスクマネジメントできるようにしないといけないということが一つのポイントだと思えます。

コストも大事なポイントですので、まさにこの法案に入っているファイアウォールの考え直しということが大事だと思えます。

プロ市場もすごく大事です。というのは、もう既にできた法案の中でプロと一般投資家という分け方がありますけれども、その延長線上でプロと一般投資家向けの商品をもっと開発すべきだということは簡単に言えると思えます。これはコストの面から見ても、責任の面から見ても言えると思えます。

四番目ですけれども、やっぱり不正なことをする人に対して厳しく制するというのが非常に大事なポイントだと思えます。課徴金を引き上げること、除斥期間の延長など、そういう措置をとるということは、市場に対する信頼性を上げるといふ大事な役割だと思えます。

要注意な点もあるかということですが、これも一つあります。

これから細かいルールをいろいろ作らないといけないということですが、その細かいルールを作るプロセスの中で、対談を持って作るといふことが大事なポイントではないかと思えます。今の金融庁、非常にうまく市場と連絡を取ってルールを作ろうとしていることだと思えますし、

大きく特に昔に比べて金融庁が進んでいるということだと思えますけれども、この法律を実行するルールを作る過程で、どこかで金融庁から国会に報告していただくということは、一つのルールをちゃんと作っているよということを証明するやり方ではないかと思えます。

さて、この法案で問題が終わるかといいますと、もちろんそうではありません。昨年十二月に金融庁が出した金融・資本競争力強化プランがありましたが、今回法律に入っているポイントには六つぐらいありますけれども、実はプランを見ても幾らでもあります。この紙に入っているこれから大事なものを幾つか取り上げたいと思えます。

一つは、ここに書いてありますけれども、J-REITの多様化です。これは実は地方活性化にとつて肝心な措置だと思えます。今は耕作放棄地になっている農地は全体の約一〇％です。そうしますと、いわゆる農地REIT、すなわち農地が入っている不動産投資信託をつくることでできた一石三鳥です。というのは、土地を売りたい人たちが、土地の流動性が上がりますから売れやすくなります。土地を売りたい投資家の対象になります。加えて、世界の食料問題に貢献する一石三鳥のことですので、早く農地法の改正を審議していただいて、改正していただいて、農地REITがつくれるようにすることが大事だと思えます。

自主規制の機能強化及び職員の資質向上ということが金融庁プランに書いてありますけれども、基本的に回転ドア制度をもっと徹底すべきではないかと思えます。というのは、やっぱり人材を育てるといふことは自分自身にスキルを身に付けることが非常に大きなポイントです。斉藤社長が再生機構でなさったように、若い人を取り入れて、ドアはここで閉まりますからスキルを身に付けて外へ行きなさいというような回転ドア式でやりま

税のことも書いてありますけれども、幾らでも細かく話すことはあると思いますけれども、原則としてパイを大きくする税制、すなわち税制を直してパイが大きくなるようなインセンティブを付けるということです。

もう一つは対話の充実ということが書いてありますけれども、金融庁が既に市場との対話をよくしていますが、金融庁だけじゃなくて、国税庁、経産省など、もっと市場の声を聞いていただいて意見交換をして、互いに教育し合ってもつといい制度がつくれるのではないかと思います。

とにかくこのプランに書かれていることはいいことがたくさん書かれています。

残念ながらここに書かれていないやるべきところもあります。二つか三つぐらい取り上げたいと思います。

一つは消費者保護とか投資家保護ですけれども、基本的に自己責任を原則にすべきだと思います。六月一日から、タクシーに乗るときに後部に座る人でさえベルトを着けるべきだということになりましたけれども、これは自己責任の一つです。交通事故の事故じゃなくて普通の自分で責任を負うということですから、タクシーの後部に座っている人たちが被害を受けないようなやり方は二つあると思います。一つは、隣に公務員に座っていただいて事故になりそうときに押さえていただく、あるいは自分でベルトを着けること。どれがいいでしょうか。当然、自己責任がいんです。これを中心原則にすべきだと思います。

幾つか細かいことがあります。投資をする人、投資をするライセンス、免許、どこまで免許をつくるべきかということだと思えますけれども、余り勉強していない人は預金、勉強している人たちは株とか派生商品とか、物すごく勉強している人は物すごく難しい商品をやっている、そういう制度を考えてもいいんじゃないかと思えます。海外でもそういう例はあるそうです。

もう一つは、事業会社の倫理基準を作って、各

事業会社にこういうことを分かった上で経営しなさい、資格をつくるということなんです。例えば情報を漏らさないということなんです。そういう資格をつくるべきだと思います。

もう一つは経済教育ですけれども、これは学校の経済教育も大事ですけれども、投資家の教育も大事ですけれども、結局、裁判官の教育も必要だと思えます。最近、内外の投資家の間では、どうも経済理屈に合わない裁判の結果があります。ですので、もう少し裁判官が実際にビジネスをやっている人たちと意見交換をして教育をしていただきますと、もっと合理的な裁判になるのではないかと思います。

言いくい次の点ですけれども、暴力団対策です。実は、米国は一九五〇年代に物すごく大きな暴力団問題がありました。キーフオーバー上院議員が審問をやりまして、元ケネディ大統領も参加して、ゴールドウォーターさんも参加しましたけれども、そういう国会審問をやった結果、RICO法とか不正収益を吐き出す法律ができて、非常にいい効果がありました。実は、日本の評判はこの点で悪いんです。

先月、五月十一日のワシントン・ポストに実は記事が載りまして、日本の証券取引など問題になっているのは、一つの理由はRICO法、すなわち吐き出し法案がないということが原因だということを書いてある日本の警察官が引用されています。海外でもこの暴力団対策が足りないということを言われていますので、国会審問をしていただくということも一つの策だと思えます。

次ですけれども、情報管理及びメディアの役割です。

皆さん御賛成かと思えますけれども、言論の自由は民主主義と一卵性双生児だということだと思えます。言論の自由を、何でもか、害を加えることは絶対やっちゃいけないんですけれども、反面、メディアの金融市場での役割を考えた上で、もう少しいいメディアができないのかということ

証券業界ではお客さんと話す前に外務員試験を通過して話すということになっていきますけれども、今のメディアではそういうのは全くないんです。会社が責任を負うだけで全く資格がないんです。だから、金融のことを分かっている記者たち、やれということをやっていることになっていない人が記事を書けるような結果になるのか、これはメディアの方に考えていただきたいと思えます。あるいは、金融関係のプレスクラブ、記者クラブですね、金融庁及び日銀のプレスクラブ、記者クラブの廃止、これもやっぱりほえない番犬という問題を解決する一つのやり方ではないかと思えます。やはり企業が漏らしちゃいけない情報を漏れたいときに刑事罰として扱うということも必要ではないかと思えます。

最後は企業統治ですけれども、もう既にブルドックスの案件あるいはJパワーの案件でルールを明確化すべきだという動きがはじめているのは、これは非常にいいことだと思えますが、やっぱり持ち合いと利益相反をもっとちゃんと勉強してはつきりすべきではないかと思えます。

最後ですけれども、株主の責任。よく経営の責任と言いますが、議決権を行使しない株主は東証の悪口、経営者の悪口言つたつてしようがないんです。一九九〇年代、都知事選のときに、私、床屋行きまして、床屋のおばあさんがいいことを言いました。お客さんの一人は、選挙行きま

すかと聞かれたら、まあ今日はちょっと忙しいと言ったんですけれど、おばあちゃんはいや、選挙行かない人は文句言う権利ないよということ言いました。そのとおりです。株主もそうです。

そうすると、何らかの形で株主が議決権を行使する義務を付けるべきではないかと思えます。例えば、しない場合配当金を減額するとか、そういうことも考えてもいいんじゃないかと思えます。冗談じゃないんですよ。これはやるべきです。とにかく、そういう四つの点、保護の自己責任

原則、暴力団対策、情報管理の問題、ガバナンスの問題、こういうことに関して次のステップが必要ではないかと思えます。

御清聴ありがとうございます。

○委員長(峰崎直樹君) ありがとうございます。

以上で参考人からの意見の聴取は終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○川合孝典君 座ったままで失礼いたします。

おはようございます。民主党の川合孝典でございます。

本日は、朝早くから両参考人には当委員会に御出席を賜りまして、ありがとうございます。

また、斎藤参考人には、衆議院の質疑に引き続きの御出席ということで、重ねて御礼を申し上げます。

私の方から、時間が今日限られておりますので、早速始めさせていただきますと思いますが、今の日本の金融市場の世界的なポジションというものがゆゆしき事態にあると、何らかの対策を取らなければいけない、この点については皆さん共通の認識をお持ちなのでございます。したがって、私も、ともかく日本の市場が今後持続的に世界市場の中で一定のプレゼンスを発揮できる、そういうものであり続けるためにどうするべきなのかという視点から御質問をさせていただきますと思うわけでございます。

そこで、まず基本的な質問からさせていただきますと思うんですが、金融ビッグバン、日本版の金融ビッグバンが始まりまして既に十数年たっているわけでございますね。その中で、既に自由な市場をつくるという意味での様々な取組というのはなされてきているというふうには私は実は理解しております。株式の売買委託手数料の自由化ですとか金融商品への時価会計の導入、それから銀行での授信の窓口の販売の解禁ですとか、こう

いうことをやってきたと。そのことによつて、制度的には日本の市場は国際的にそんなに立ち遅れていないのではないかとような、そういう御意見も専門家の中であるわけでございますが、にもかかわらず、先ほど齊藤参考人のお話にもございましたように、国際市場の中でこれほどまでに日本市場の地位が低下した理由というのは一体何なのかということについて、両参考人の御見解をお伺いしたいと思います。

○参考人(齊藤博君) 簡単に、日本の株式市場が投資家から魅力ある市場と思われなかつた理由を一言で申しますと、日本の企業が生み出す資本利益率が世界の水準からはるかに低いということにあります。

グロース、成長段階にある企業の資本利益率というのは必ずしも高くない場合がありますが、GDPが例えば中国のように一〇%前後で伸びる、あるいはかつての日本がそうでございましたが、あのときは、一つ一つの企業を見ますと、いわゆるROEが必ずしもそれだけ高くなつても投資の資金が参りますけれども、日本やアメリカやヨーロッパのように成熟した国になつてまいりますと、資本をどれだけ効率よく使っているかによつて企業価値を計算するという、そういうモデルがございます。

いわゆる、ややこしい話ですけれども、フリーキャッシュフローをベースにして企業価値を計算するということになりましたが、日本のこのROEが一時マイナスイ・四三%まで下がりました、小泉内閣が発足する前でありましたが、これがだんだん戻つてまいりまして、ただいま九・三%になりました。全くこれと比例するように、株価は、私どもの指数で言いますと、七〇〇ぐらいだった指数が一七〇〇まで上がると。これ非常にその相関関係が高いわけでありまして。ところが、九・三ぐらいになったまま、横ばいから少しおかしななつてきている。ちなみに、この数字は、じゃイギリスはどのくらいあるかと。これ二一%でありまして。アメリカが一八%、そして我が国とよく体質

が似ている経営をやっておりますドイツでも一四%であります。

幾つかの理由があります。このROEがすべてを説明するというのも暴論であります。リスクとの見返りという理論で見ますと、ROEがすべてを説明することはありません。しかし、学問的にも、資本をどれだけ効率よく使うにはどうするかということを一七八〇年ぐらいから人類は制度や学問で探求し続けてきて、結論は、市場を使つて取引コストを下げるという方が、人為的な、統制的な資本の配分を行うよりは国家は豊かになるという答えを得たわけであります。

その自信を持つて特にここ三十年ぐらい世界はその方向へ一気に走つたときに、日本が必ずしもそれに乗れなかつた、乗らなかつた、あるいは例の失われた十年というのもございます、逆を言ふと、銀行を中心とする貸金業者のコーポレート・ガバナンスが実によくつたために、借り手が借りたお金を無駄遣ひしたと、つまり資本効率の悪い使い方をして、我々国民全員がそのコストを払わされるということになつて日本の地位が落ちたわけでありまして。

したがつて、それはだれかがやはりしっかりと見てなきやいけない。経営者は立派な方がたくさん、多いんですが、やはり第三者によるしっかりとしたチェックが必要であると。そのチェックをだれにやらせるか、どうしたらいいかというのが、やはりこれも世界が抱えたテーマでありました。一つは、体制国家としては行政官にしっかりとやらせればいい、ルールを作つてルールでぎりぎり締めればいいというやり方もありました。

その極端が、株主という、リスクマネーを提供している、普通だつたら銀行に置いていて、元本は、少なくとも、インフレは別として、元本は表面上減らないものをわざわざ引張り出して、エグジティビ、資本というのは差し上げるものでございまして、自分が持っているものを経営者に渡してしまふお金ですから、それがどのくらいしっかりと事業に使われ、利益を生むように使われ

ているかというのをしっかりとある意味では利己的に見る。そういうことを社会の制度にビルトインすることによつて社会を安定化させ、高収益の社会、豊かな社会をつくらうというのは、少なくともこの一九七〇年ぐらいからしっかりと欧米を中心

に生まれてきた思想であります。日本は中途半端なんです。いい面もあります。無駄の中に非常に心地よさもあるし、人間として安心する面もあるということはあるわけですが、それだけ甘いい、ROEが低い、企業価値が低い。ならば、少なくとも、アジアでいけば、この前までは中国やインドやインドネシアや韓国というのはそれほど魅力のある国ではありませんでしたけれども、今やそちらの方へ投資した方がよほどいいということでお金が日本へ来なくなつたということでもあります。

○参考人(口バート・フェルドマン君) ありがとうございます。齊藤社長今おっしゃいましたこと、私一〇〇%賛成です。

加えて、あと投資家に似たような質問を聞くとどういう反応が来るかということをちよつと申し上げたいんですが、一年前のときに大体三つの答えが三等分で来ました。一つは税、もう一つは人材、三番目は監督です。

税ですけれども、法人税が高過ぎるということ、個人の所得税が高過ぎる、あるいはMアンドA税制、企業買収税制など、企業合併税制など、非常に複雑でいづれ取られてしまふから動きにくい、そういう文句がいろいろありました。外人だけ税を安くするということ、とんでもないということだと思ひますけれども、公平上の問題ありますけれども、逆に、全体の税制が効率的に動いていくかどうかということを考えるべきではないかと思ひます。例えば、法人税を下げれば、その分

税収のために消費税を上げないといけないので、消費者にとつて悪い、企業にとつていいという考えがあるんですが、これは暴論だと思ひま

す。法人税が高いということはどういうことかといひますと、雇用を外国へ輸出するということがあります。だから、雇用も、全体を考へて税制のこと考へないといけないんですけれども、とにかく税制が一つです。

人材ですけれども、人が東京に来て働くということは、やっぱり移民のルールいろいろあります。例えば、家族、子供の面倒を見る人を連れてくるのが非常に難しいなど、そういう移民ルールに関する部分が一つの問題です。もう一つは、英語できる人が余りにも少ないということですから、これ学校の問題ですけれども、小学校五年生から今度英語を教えるということになりましたけれども、中身を見ますと、年三十五時間しか教えないということなんです。加えて、教師たちは、それじゃできませんよということを言つています。結局、ソフトウェア、すなわち電子方法を使つて、学校で資本設備を上げないといけないというのがあるんですけれども、とにかくこの英語問題をどうするか。こういう二つあるんですけれども、結局、金融教育、すなわちビジネススキルは国内で足りないということもあると思ひます。

監督ですけれども、ここ一年間監督に対する文句がかなり少なくなつています。特に昨年、佐藤長官になつてから金融庁と市場の話合いが非常にスムーズになつてきまして、意見交換が非常に良くなつてきていますので、甘いルールをしっかりと実行するという批判がちよつと和らいできたということだと思ひますけれども、この三点は一番大きな東京が遅れている理由になるのではないかと思ひます。

○川合孝典君 どうもありがとうございます。私の持ち時間、もう早くも半分以上なくなつてしまいましたので、準備したものをとてすべて御質問させていただきませんが、急いで次参りたいと思ひます。

日本の市場がこれまで抱えてきた様々な問題というのは今の両参考人の御答弁でよく分かりまし

たけれども、そうしたことを踏まえて今回の金融法の改正というものが行われるということとはこれ間違いないんですが、その改正の中身についてやつぱり幾つか懸念となる点があるというふうに多くの方が指摘されておられます。

そのうちの一つがいわゆる課徴金制度の在り方という部分だと思ふんですが、従来からこの日本の課徴金制度の考え方というのは、抑止力という意味では十分なのではないかというふうな御指摘が多くの方から寄せられているわけであります。今回、法改正でおおよそ二倍くらいに課徴金が上がるということになるわけでありまして、けれども、それでも、内閣法制局の考え方に基づいておりまして、不正取引によって得た利得を吐き出させるということが基本的な考え方になっておりますので、ペナルティーという意味でそれが果たして十分なのかというところが一点。

それから、欧米を翻ってみますと、おおよそいわゆる不正によって得た利得の倍ほどが罰則金の意味合いも含めて徴収されるということを伺っておりますので、外国の資金が日本に流入してきたときに、いわゆる真つ当な投資家ではなくて、先ほど暴力団対策みたいな話もなさいましたが、いわゆるブラックマネー、そういうマネーが流れ込んできやすくなるような環境をつくってしまうのではないかということとをちよつと私懸念しておるわけですが、その点についてお二方の御見解を簡潔にお願いいたします。

○参考人(斉藤博君) 先生の御指摘のとおりであります。

今回の見直しによって、公表日の翌日まで計算してその金額を取り上げていたのが、二週間後の高値との間の金額を取り上げるということになりましたので、結果としては先生の御指摘のとおり二倍とか、場合によっては、市場次第ですけども、もっと高く取れるということと、ある程度の制裁性は出ていると思いますが、元々非常に日本では制裁的な課徴金にはなっていないということとでございますね。

○参考人(川合孝典君) 先生の御指摘のとおりであります。

今回の見直しによって、公表日の翌日まで計算してその金額を取り上げていたのが、二週間後の高値との間の金額を取り上げるということになりましたので、結果としては先生の御指摘のとおり二倍とか、場合によっては、市場次第ですけども、もっと高く取れるということと、ある程度の制裁性は出ていると思いますが、元々非常に日本では制裁的な課徴金にはなっていないということとでございますね。

これなかなか難しく、どのくらい罰を与えれば本当に止まるのかという問題はありますが、フェルドマンさんが言われたように、アメリカでは、非常に自由性を与えているその全く同じぐらいの規律といえますか、厳しい罰則を付けております。普通は反則をやりますと永久追放、その職に就けないというような罰が付けたり、いろいろ民事、刑事、厳しく追及をしてくるというふうになっております。ある程度、徐々に日本も欧米並みにしていっていいのかもしれないと思っております。

今回は、しかし、相当のこれは改善になったのではないかと思っております。

○参考人(ロバート・フェルドマン君) 私も同感ですけれども、今、斉藤社長がおっしゃったように、日本に来て悪いことをやっても逃げられないということをやつて制度化するかがかなり問題だと思ひますけれども、私が警視庁の方とかFBIの方と話をしますと、結局、FBIとか日本の警察、警視庁などの情報交換はかなり難しい。情報交換もつと自由にできるようにすればもつと有効にこの問題を取り組むことは可能ではないかと思ひます。

そうしますと、よく言われているんですけども、日本のルールでは、警視庁がプライバシー保護という意味で情報を海外の当局に提供できないということがあるそうです。これを直して問題を少なくすることは可能ではないかと思ひます。

○川合孝典君 ありがとうございます。

フェルドマン参考人は是非お伺ひしたいことがあるんですが、調べましたところ、アメリカでも、いわゆる今回のファイアウォール規制の緩和というものはそもそもなされていて、金融持ち株会社傘下の役職員の兼職規定というものの制限はないわけですね。しかしながら、実態として、利益相反を防止するという観点から、大手の金融グループで役員の兼任の事例というのはまずないというふうには実は私伺つておるんですが、それ

フェルドマン参考人は是非お伺ひしたいことがあるんですが、調べましたところ、アメリカでも、いわゆる今回のファイアウォール規制の緩和というものはそもそもなされていて、金融持ち株会社傘下の役職員の兼職規定というものの制限はないわけですね。しかしながら、実態として、利益相反を防止するという観点から、大手の金融グループで役員の兼任の事例というのはまずないというふうには実は私伺つておるんですが、それ

ういう認識で間違い、まず、ないでしょうか。

○参考人(ロバート・フェルドマン君) 私はその点はちよつと詳しくございませぬけれども、やつぱり組織の規模次第だと思ひます。東京にいる海外の金融機関は、やつぱり本社は東京じゃないので、海外の金融機関の東京支店は幾つかの機能があるということですので、やつぱりオン・ザ・グラウンドに人が兼任するということは、東京にいる限りは有効だということも言えるのではないかと思ひます。

○川合孝典君 ありがとうございます。

時間参りましたので、最後に斉藤参考人にお伺ひしたいと思ひます。

さきの衆議院の財務金融委員会での参考人質疑の中で斉藤参考人は、今回のファイアウォール規制緩和のこの緩和に当たっては、厳しい自己規律に基づいた、グループ内における規制の実効性が確保される必要があるというふうにお述べになられております。私もそのとおりだと思ひます。

思つておるわけでありまして、この場合、その厳しい自己規律というものをどうやつてつくっていくのかということもそうなんですが、どういったイメージを斉藤参考人がお持ちなのかということをは是非ともお伺ひしたいと思ひます。

○参考人(斉藤博君) たまさか私、ビッグバンの改正のときからこの問題にずっと委員として参加して、ファイアウォール問題については相当激論をやつた担当者自身でありますけれども、結論を申しますと、ワンストップバンキングというようなサービス、お客さんから、消費者から見ますと、あつち行つたりこち行つたりしなくていい、担当者が変わらなくていいという形でサービスがあるという点は認めたいたと思ひますが、私も証券業界に長くいますので、当然ですけれども、どの国もお金はまず銀行にあるんですね。銀行にあるお金をどこへ持つていくか、株にするか債券にするかというふうなのがどの国も起つていて、元金を押さえている銀行はすべての情報を実は持つて

になつたら、特に日本の場合は今三つか四つの大手銀行に相当絞られてきていて、国民の預金は、地銀はともかくとして、相当集中してきているはずですね。これが、すべて情報が、この人は何百万か何千万か何億か預金をここに持っている、じゃこの人に投資信託を売りに行こう、この人に何か事業、投資をさせよう。何でも情報を利用して何にでも出ていけるという制度というのは、果たして国家国民のためになるだろうかとは疑問を持つております。

したがつて、少なくとも利便性とのバランスが必要で、し、情報の使い方に對しては相当厳しい規律を持つてやつてもらわないと、いわゆる金融独占的な市場に陥つてしまふ、再び。我々はここで苦い経験をしているわけでありまして、間接金融、メインバンク制度というものが日本経済を、当初は引つ張りましたけれども、ある時点からは逆に非効率化した最大の原因の一つであります。

私どもは、このファイアウォール問題というものに對しては、アメリカも先生がおっしゃるとおり非常に厳しいルールを中にも実は置いて共有しております。したがつて、十分注意して適用すべきだと私は思つております。

○川合孝典君 ありがとうございます。

○田村耕太郎君 今日には排出権取引市場創設に奮闘される東証の斉藤社長に敬意を表してクルピズをやつてきましたが、まだまだここではマイノリティーですから、先生方も是非御協力よろしくお願ひします。この格好で失礼します。

立て続けに今日は三問くらい斉藤社長に提言つばい質問をさせていただきますので、もう簡潔に、できるだけイエスかノーかで答えていただければと思ふんですが、よろしくお願ひします。

一生懸命やられていまして、今ニューヨークやユーロネクストや韓国ともいろいろお付き合いをされて、いろいろ品ぞろえを充実されようというところ、大変敬意を表したいと思ひます。

それに加えて、これからは是非とも品質です

ね、品ぞろえの後は商品の品質、マーケティングです
から、これをアップすることを考えていたのだ
いんですが、もう斎藤社長には釈迦に説法です
けれども、今ガバナンスディスカウントというのが
よく言われています。日本の企業のガバナンス効
いていないから、少数株主の意見が全然反映され
ないから、株主のために経営陣が、先ほどの話も
ありましたけれども、汗水流して成長戦略を描い
てしっかり働かないから、こういう違う資本市場
の国に投資してもしようがないということで株価
が減っているんじゃないかと。例えば親子上場、
第三者割当て、過剰な買収防衛、こういうものを
許しているところがやっぱりなかなか日本市場の
評価に繋がらないところがあると思うんです。
このやり方は三つありまして、一つは会社法と
いうのをもう一回改正するというやり方もありま
す。もう一つは、新しく公開外資法、上場外資法
みたいな新しい法制を考えていくというのも一つ
の選択肢だと思えます。三つ目に、これは是非機
動的で迅速に対応できるので考えていたのだとい
うのが、やっぱり取引所の規則、東証さんの規則
の方で、例えばもう親子上場とか第三者割当てと
買収防衛でやっぱり筋の悪いやつは何らかの形で
排除していただけないかと、こういうのを切にお
願いたいんですけれども。

例えば、上場企業には、東証に上場したかつた
ら、上場を続けたかつたら委員会等設置会社の導
入を義務付けるとか、独立取締役の基準をはつき
りして、独立取締役の導入、監査役の権限ももつ
と引き上げて透明化していく、こういうことを東
証さんにやっていただきたいと思うんですが、東
証社長として斎藤参考人、いかがでしょうか。
○参考人(斎藤参考人) まず、お答えの基本的なと
ころは全部私、イエスということでございますし
て、品質を上げる、これなしに本場の魅力ある市
場はあり得ない。いろんな形の品質があると思
います。先生が今御指摘なさったのも大事なことで
ございます。

一方では、世界の取引所が上場公開しておりま
して、収益を追求する取引所になっている、と同
時に自主規制機関であるような、それぞれ
形は違いますが。経営者の方々とお話しする
と、やっぱり大変悩んでおられるんですね。どの
程度まで自分のところの株主に報いるべく行動を
取るのか、どの程度まで自主規制機関としてのレ
ギュレーターとしての役割が重要なことという
ところは、非常にデリケートな難しい問題でありま
す。ロンドンみたいなそこはもう分離してしまっ
たところもありますし、アメリカもスタートした
後、中途半端といいますか、半分離したような
状況になっているというところであります。

この問題はまた今後の問題になると思いま
す。先生御指摘があった親子上場ですとか第三
者割当てですとか、このごろの持ち合いのような防
衛、いずれも非常に世界に余り見られない現象で
あります。ある意味では、あえて言えば日本独特
完全な独特ではありますけれども、理論的には第三
者割当ても世界にはあるんですけれども、使わな
いのが普通、よほどのことがない限り。ところが
日本はこれを普通に使ってしまう。しかもそれが
時々、経営者の保身ではないかというような使い
方をする。会社の価値を守るという前に経営者の
保身のために使われる。あるいは親子も問題であ
りますが、子会社を犠牲にして親会社が利益を
出している、その逆もあります。そういうよう
な見えないことをなぜわざわざやるんだ。持ち
株についても、せっかく七割ぐらいまで減ってい
た持ち株制、二〇％だったんですが、これがまた
ちよつと戻ってき出してあります。これはいろん
な理由で戻ってきたんですが、これも世界に見ら
れない。

要するに、株式を投資した人から見たら、株を
買うために投資したはずはないわけですね、経営
者は。何か自動車を作るとか機械を作るために
いう会社の定款を読んで投資したのに、そのお金
が株に投資されている、しかも評価損が出るとい
うことになる、全然これはおかしいじゃないか

と。これは外国だったら定款違反で問題になるぐ
らいであります。日本でも、株主権を使って有利
取引をした場合には問題になるようなことが会社
法にはちよつと書いてあるんですねけれども、この
辺は非常に我々が改善しなきゃいけない点だと思
います。

東証としましては、実はこの親子につきまして
はかなりステートメントを出しておりますし、こ
の七月から、子会社側は親会社と取引した場合に
はどういうふうにして自分のところの株主を守る
ことができるか、その内容を記述して年に一回公
表するという義務を課するという準備を実はして
おります。

それから、第三者割当てについては、もう先生
御存じのとおり、私何回か、三回か四回か、好ま
しくないということを何度も伝えております。特
に、まともな言うとおかしいんですけれど、第三
者割当てならまだ理解できるんですが、割当先が
ペーパーカンパニーでパージンアイランドのとい
う、本場にそれがいつも同じなんですけれど、番号
がありまして、そこへ割り当て。そうすると、
どこからか知りませんが何百億というお金がそ
こから入ってくる。こういうことが既存の株主の
承諾なしにできるというこの制度は、私は世界に
説明性が非常にないと思えます。やもすると犯
罪にもつながるおそれは十分あるんじゃないかと
思うので、これに対して厳しい動きを取りたいと
思っておりますが、やはりそこは、法というこ
とになりますと先生方のごとでいろいろ御審議
していただかなきゃいけないということで、新た
な要望をこちらからまた出さざるを得ないとい
うことかと思えます。

我々自身が法を動かすということは、ちよつと
自主規制機関としては限度がありますためにそう
いう状況でありまして、基本的には先生が御提言
なさったことはすべて基本的に賛成ということ
であります。
○田村耕太郎君 ありがとうございます。もう
本場に力強い発言いただきました、ありがとうございます

ございました。

〔委員長退席、理事円より子君着席〕
東証さんもプロ向け市場を開設されるというこ
とで、プロ向け市場をつくられるのはもう大賛成
なんですけれども、あとは政治も行政も民間も一
体になって、プロという名前前に足るプロがしっか
り育つような土壌をつくっていききたいと思うん
です。そういう意味でも、品質を向上するだけじゃ
なくて、金融機関にも健全なガバナンスが働くよ
うにすれば、彼らも収益を追求するようになって
現場のプロを育てようという動きが出てきますの
で、是非今のようないくことを一緒に頑張って
やらせていただきたいと思いますので、どうぞよ
ろしくお願いします。

もう一つは、報道なんかで言われていますロン
ドンなどの他国の先進的な新興市場とコラボレ
ートされて新しい新興市場というようにことが言
われていますけれども、今の新興市場であります
マザーズですね、ここでもフェルドマンさんが指
摘されたような問題があるのではないかと思います
で、ちよつとオーバーラップするかどうか定か
ではないですが。

やっぱり他国の新興市場というのは、もう釈
に説法ですけれども、プロが取引する市場にな
っています。日本の新興市場というのはどつちか
という個人がギャンブル的に仕掛けるような市
場になっているという非常にユニークな特徴があ
るんですけれども、残念ながら、マザーズとい
うのは東証の一部、二部に通過点として成長を期
待されて上がってきた企業が多いはずなんです
が、何年たつてもそこに行く気配がないとか、もう下
方修正を繰り返しているとか、上場のときの関与
した証券会社自体が問題があるんじゃないかとい
うような、言わば玉石混交のマーケットになっ
ているところが、本来の成長資金を成長可能性の
ある企業にしっかりと渡していこうという趣旨から
ちよつと外れてしまっているところがあると思
っていますので、これを改善するために頑張ってい
たいと思うんですが。

例えばサッカーなんかでも、J1、J2で、駄目だったらJ1からJ2に落ちるというような受皿があつて、そういう頑張れなかつたチームは落ちるわけですけども、それが一つの成長の原動力になっていると思うんですね。ほかのイタリヤやイギリスのサッカーリーグもそうですけれども。

日本の新興市場も、三年、四年、五年たつても上がない、下方修正ばかり繰り返している、こういうのは受皿をつくつてJ2みたいなところに落ちてもらつて、そこで頑張つたらまた再上場できるというようなシステムをつくつていただければと思うんですけども、新興市場を活性化するために、新興市場で活躍できなかったとか、成長できなかった、新興市場をつくつたときのもくろみに合致しなかつた企業には退出してもらつてというような仕組みをつくつてはどうかと思うんですけども、いかがですか、斎藤参考人。

○参考人 斎藤 基本的には、私は日本で一番欧米と違うのは、先生今まさしくおっしゃつたように、プロ市場が十分育っていないということだと思ひます。

お金を持つてゐる国の割にはこの厳しい視線がなかなかないということで、本来司法の処分や判断がある前に欧米ではもう市場が罰を掛けるということが普通でありまして、それが今日の民主主義だといふふうに思うんですね。市場が罰を掛けるというのはどういふことかという、例えば株価が極端に下がるとか取引が全くななくなつてくるとか、そういうことで、この会社は魅力がないといふふうには市場がはつきりサインを出してきます。例えばアメリカ力で行われる市場からのデリストと、上場廃止という一つの理由は、何かこう行政的な命令というよりも、財務的にバランスを計算したら債務超過になつていてエクイティーのバリュエーションが、エクイティーのバリュエーションがないものがエクイティー市場に上場されているはずがないという論理で自然に消えるようになっていきますね。それが本場の私は市場だと思ひます。

我々は、先生の御指摘を受けたような形になつておりますが、その市場が出したサインを受けて上場廃止をするルールをマザーズには実は持つております。例えば、時価総額がたしか二億五千万円でしたか、何か小さく落ちてしまつたとか、あるいはもちろん債務超過が二年続くとか、それから流動性の比率も付けておまして、五%未満にその流動性が落ちてくる、一〇〇出していたうち九五%も取引されない、九六%も取引されない、わずかに四、五%しか取引されない、そういう状況になつたら上場廃止をするというルールはあります。したがつて、しつかりそれを見ていく、会社にも意識させ、そして市場にもよく認識していただくということを我々は今やらせていただこうかといふことかと思ひます。

最後に、フェルドマンさんと斎藤参考人さん、両方に端的にお伺いしたいんですが、今私が挙げましたような問題を解決する意味でも、日本版政府系ファンドと言ひまして、日本の公的セクターのお金をもつと民間に回していこうと。金額を増やすだけじゃなくて、例えば年金みたいなお金を日本の市場に入れていけばガバナンス結構強化されると思ひます。国民のお金を背景に株主が健全なプレッシャーを経営陣に掛けていくことにもなりますし、またその金額が増えるだけでも大きなグローバル化の効果がありますし、そういうものを設計していく段階で、世界中からプロを成果報酬で雇つていくといふような先進事例をつくつていけば、これは日本の金融機関にも波及していくと思ひます。民主党さんの中でも大久保先生が頑張つて勉強会をつくられていまして、これはもうねじれ国会関係なく進めていこうと思つていまして、お二人に端的にこの辺についての意義や感想をいただければ、それで終わりにしたいと思ひます。

○田村耕太郎君 最後の提言なんですけれども、これは排出権取引に関しましては御発言の中でしつかり頑張つていただこうということになりまして、後はもう政治の方でしつかりそれができるように行政のしりをたたくような形でしつかりやつていきたいと思いますし、もう既に扱えるような商品もありますので、まだ日本はできていないですけど、そういうのを考えて是非前進していただければと思ひます。

もう一つは、総合取引所ですね、今回の法制である意味相互乗り入れを促進するような部分が出てくるんですけど、是非とも他の国内のちよつと種類の違う取引所と相互乗り入れを進めていただいて、商品相場みたいなものをうまく証券取引所、日本のお金が一番集まる相場で適正な価格を形成していただきたいと思ひます。例えば農業なんかでも東証なんかで関連商品ができれば農家だつて安心してマーケティングを含めた生産調整なんかを始められると思ひます。さつきフェルドマンさんが言われましたけど、ですから、いろいろ、あと上海なんかはエネルギーの値付け機能をアジアの中で独占しよう、もうそれぐらいの力を付けていきますので、やつぱり

日本の九割以上のエネルギーを海外に頼つていて事情からして値付け機能を日本にしつかり取り戻すということも大事だと思ひますので、是非とも相互乗り入れを力強く進めていただいて、総合取引所を目指していただきたいと思ひます。いかがですか。

○参考人 斎藤 力強い御支援をいただきましてありがとうございます。全くそのように思ひます。

○参考人 斎藤 斎藤 最後、基本的には大賛成であります。ただ、民間ベースの運用会社にコーポ

レートガバナンスを強く要請するというのは、現実には非常に難しい。つまり、お客様なんですね。年金やそれを契約している相手先に對してなかなか強いガバナンスが言えないということでは、先生まさしく御指摘のとおり、欧米でも特にアメリカは、民間の年金よりは公的年金、ステート年金等、先生方の年金とか、そういう年金が中立性が高いためにコーポレートガバナンスを効かせている。

〔理事より子君退席、委員長着席〕

分散投資していますから、一つ一つの会社は1%か2%しかお持ちでないんですね。それに対してこのごろ20%持っているようなファンドが来ますけれども、その1%、2%持っているんだからといってあきらめていらつしやるんですね、ガバナンスのアクションを。しかし、それはそうじゃなくて、ああいう20%持っている特殊なファンドと違って、国民を代表するような公的年金というのは、やっぱり国民のためにそういう声を出されるという意味で、是非プロの年金のコーポレートガバナンスをしつかり強化する制度をこの国に入れるべきだと思います。

○田村耕太郎君　ありがとうございます。終わります。

○荒木清寛君　公明党の荒木です。

今日は、両参考人におかれては、いろいろ興味深いお話を聞かせていただきまして、まずお礼を申し上げます。

順次、まず斉藤参考人からお尋ねをいたします。

昨年、金融庁は金融・資本市場競争力強化プランを発表いたしました。その中で、金融専門人材の育成ということを強調しておられます。そこで、今後のそういう競争力を高める上での人材育成の在り方についてはどうしていったらいいのか。また、そうした意味で今金融庁が検討中の金融士資格制度についてはどういう御意見をお持ちなのか、お尋ねいたします。

○参考人(斉藤惇君)　金融庁のお考えのこの金融

士というのを、普通の新聞、雑誌等々で拝見していますけれども、求められている人材の理想的な基礎レベルの教育という点では、あれで十分だと思います。

人材をどうやってつくるかというのは非常に難しいわけでありまして、まず法律、財務会計、それからできればコーポレートプランみたいなのができるような、三つ、四つの才能がある人がたくさん、それで英語ができれば一番いいんですが、現実にはなかなかそういう人はいないわけで、私は日本の経営の在り方に一つ問題があると思っています。

先ほど話がありました産業再生機構ではチームで仕事をさせました。たくさん法律家、たくさん会計士、たくさんさんのビジネスコンサルタン

ト、そういう人たちを案件ごとに二人一人ずつグループをつくって案件やらせる。

そうすると、法律事務所や働いていた弁護士先生がよく会計上の問題を吸収される。会計士が、自分でいいと思っていたことがそれは法律的にどういう問題があるかというのがよく分かる。財務会計がよく分からないとキャッシュフローがどうだとかそういう企業価値論というのが出てこないというふうなものもありまして、これグループで育っていくんですね。

そうすると、どういうことが必要かというと、日本の金融機関のトップがその姿をまず理解することですね。そういうふうなそういう人材を育てていくことが大事であって、外国へ留学してMBA取って帰ってきて、もう何か変なことばかり言っていると、どこかインターナショナル部門にでも置いてときやいいやというふうな実は使い方を少なくとも今まで現実にやってきたところがたくさんあるわけです。そういう人たちはみんながっかりして出ていってしまつて欧米の会社に勤めてしまつて、こういうことが起こっているの、日本人が全然駄目なんじゃなくて、やはり私は、金融士をつくると同時に、経営が、会社側が人を使うスタイルを変えていかなきゃ駄目だと思います。

○荒木清寛君　続いて斉藤参考人に、先ほどのお話の中で、東証の改革の中でETFを多数いろいろ上場したいと、そうした抱負がございました。株式投資もそうですけど、投資信託というところのバブルのころは本場に一般の方がこぞって買つて、大体元本割れしまして痛みに遭っているわけですね。そういうことはしっかりと頭に残っているわけですね。だから、そういういろいろな多様なETFを上場する中で、どうやってそういう投資家保護の仕組みをつくっていくのかという点と、それから、お金はいくら金融資産持っているの、それから、お金はいくら金融知識のない高齢者の方にそういうものを買つていただくにはどういうことが必要なのか、お願いします。

○参考人(斉藤惇君)　確かに、投資信託をせつかくお買いになつて、なかなかうまくいかなかったというケースたくさんあると思うんですが、私も、このETFを是非拡張したいと思っています。その反省点みたいなものも実はあります。

先ほど申しますように、まずETFというのは株になりますので、形は、取引コストが物すごく安いわけですね。普通の株と同じになります。投資信託というのは、投資信託募集手数料ですとか運用手数料ですとか保管手数料ですとか、例えば本当の運用益が一〇出たとしても、ちよつと正確には分かりませんが、数%はもうそこで取られてしまつて、本当にお客さんに渡るのはある程度限られているわけですね。そういう意味で、ETFというのは市場のパフォーマンスがほとんど低コストに引かれたまま、全部、マイナスもプラスもですけども、その投資家そのものに属するということは一つあります。

それから、第三者が運用しているわけじゃありませんので、これは市場の指数をそのまま商品にしている。ですから、昔、我々、株をお勧めしていたときに、自分の株はなかなか上がらないからダウ平均という株はないですかと、ダウは上がっているんだけれども、自分の株は上がらないというお話がありました。まさしくこのダウ平均とい

う株、これがETFなんですね。

ですから、そこはどういう商品であるかということをよく説明する、これが投資家保護であつて、それから先は、もうこれは自己責任をしつかり持つてもらつて、プラスが出て自分属するんだし、マイナスが出て自分属するものだということをしっかりと理解していただくということが大事だと思います。

○荒木清寛君　次に、フェルドマン参考人に何点かお尋ねいたします。

今回の法改正といいますが、その前提にあります金融・資本市場競争力強化プランというのがありますが、これは日本を金融立国にしようという非常に野心的、意欲的な試みなんですね。それは私賛成なんです。ただ、日本人のそういう国民性からすると、農耕民族ですし、こつこつと物づくりをするのは得意だけれども、そういう金融で大きく経済成長していくということはなかなか日本人の国民性としては難しいのではないかと、こういう懐疑的な見解もあります。

海外からの目も含めて、そうした懐疑的な指摘についてはフェルドマン参考人はどうお考えでしょうか。

○参考人(ロバート・フェルドマン君)　ありがとうございます。

国民性は、私は内生変数だと思っています。すなわち、いろんな事情によつてできてくるものだと思います。

例えば、百年前の日本人と今日の日本人、比較しますと、国民性が変わったという部分もあると思います。教育制度が変わると、これは日本人だという認識が変わつたという部分もあると思います。私は、基本的にインセンティブを変えれば人間も変わるということは基本ではないかと思ひますので、日本人の国民性はこうだからこういう金融商品は駄目だということは私は基本的にはないと思います。

文化が違うということは事実です。例えば、次の例があります。これ、実は心理学者が開発した

簡単なテストですけれども、中国、韓国の小学生数千人、アメリカの小学生数千人に絵を見せませう。絵の下に牛がかいてあります。上に鶏、草がかいてあります。牛をグルーピングをすれば鶏と一緒にするのか、草と一緒にするのかということ、質問です。中国、韓国の小学生たちは大半、統計学的に有意義な大半が牛を草と一緒にします。なぜかといいますと、牛が草を食べるからだ。すなわち関係で考えています。同じ絵をアメリカの子供たちに見せると、アメリカの子供たちの大半、統計的に有意義な多数が牛を鶏と一緒にします。同じ動物だからということ。すなわちグルーピングの感覚が違うということです。私が日本人、外国人に同じ質問をしますと、答えがばらばらですね。確かに、日本人向けですと九割五分ぐらいが牛を草と一緒にするんですが、外国人にしますとばらばらですね。例えば、デンマークの人たちはほとんど牛と草と一緒にします、やっぱり農業の国だから。モンタナ州の人たちもそうですね、アメリカでも。

だけど、やっぱり文化はいろんなことによって決まるということですから、日本人、外国人というデジタルな分け方をしない方がいいということではないかと思ひます。むしろインセンティブ、金銭的なインセンティブを考えて再設計すれば行動が変わるということが基本ではないかと思ひます。

○荒木清寛君 同じくフェルドマン参考人にお伺いしますが、先ほど日本の市場が魅力がなくなってきたのは税それから人材、監督と、こういう面でお話がありました。

もう少し短期的に私お聞きしたいんですけれども、昨年、サブプライムローン問題発覚後、日本の株が一番下落しているのと、震源地のアメリカよりも下落しているということがしばしば指摘されるんですけれども、この要因といひますか、難しいかも知れませんが、これはどういふふうに分けられているんでしょうか。

○参考人(ロバート・フェルドマン君) ありがと

うございませう。

サブプライムで日本株が一番下がったということとを言われていますけれども、株価は一つの要因だけで動くということではありませんので、幾つか同時に起きていることではないかと思ひます。

一つはサブプライムが原因だと思ひますけれども、やっぱり日本に投資している外国人が益出しをしないといひけないという部分もあつたんじゃないかと思ひます。反面、サブプライムが発生したときと同時に、どうも日本の改革に対する、何というか、モメンタムというか、動きが鈍くなったんですね。それが鈍くなったことが日本株の下がり方の一つの要因ではないかと思ひます。

もう一つですけれども、下がったときに何で日本人が買わないかというような問題ですね。というのは、外国人が売っているから、外国人が買っているから、いい、悪いとよく言われるんですが、これも、安くなったときに日本人が頑張つて自分のお金出して買わないのが問題だと思ひます。ね、外人が買っているから売っているんじゃないか。これは基本的に、サブプライムの中で日本国民が日本株に対して失望したということが一つの問題ではないかと思ひます。

じゃ、今年はどうなったのかと。三月中旬、ベア・スターンズの問題等絡みあつたと思ひますけれども、三月中旬以降、日本株はかなりアウトパフォームしていますよね、ほかの市場に比べて上がっています。これ、なぜなのかと。

これは私の解釈にすぎませんが、どうも三月の日銀総裁の問題あるいは道路一般財源化の問題などに関して国内の議論が非常に活発になりましたよね。見た目はよろしくないかと、美しくはないんですけれども、民主主義が生きていると、そういう印象が世界の投資家に伝わったと思ひます。

民主主義が生きている中、国民の世論調査は、例えば一般財源化、三分の二ぐらい賛成だとか、そういうのが出てきますと、投資家がちゃんと見えています。ちゃんと見えているんです。日本の改革

志向、国民の、まだ強いということは世界投資家が見て、三月以降、民主主義も活性化しているというところで株価が若干アウトパフォームした原因の一つではないかということです。これは海外の投資家がよく見えています。そういう解釈です。

○荒木清寛君 続いてフェルドマン参考人にお伺いしますが、先ほど投資家保護という中で自己責任の原則を強調されました、私も同感です。そういう中で、裁判官の教育もしっかりしろというお話があつたんですが、私はもっと広く司法制度の改革をしつかりやらなければいけないと思ひます。

そういう意味で、参考人は、今の日本の司法インフラについてはどういふふうに見ていらつしやるのか。我々は、法曹といひますか、弁護士を含めて、フランス並みの五万人にまで増やそうというところで増員をしているんですが、一方でアメリカのようなそういう訴訟社会にはないというところで見直しの議論もあるわけですね。そうしたことも含めて、日本の今の司法インフラと、またその改革についての議論をどのように見ていらつしやるのか、教えてください。

○参考人(ロバート・フェルドマン君) ありがと

私は司法制度の専門家ではないので、あくまでも素人の観点ということで、何ですか、許しをいただいて申し上げたいと思ひますけれども、一つはやっぱり訴訟社会にしないということが非常に大事なポイントではないかと思ひます。

最近では地下鉄乗りますと、私の法律事務所へ案件持つてくれば私がやりますよと、消費者金融問題ね。こういうのはアメリカに昔からある問題で、いわゆるアンビュランススチエイスという言い方を使っています。すなわち交通事故があつたときにすぐ弁護士がやつてきて、訴訟をかけたかどうか、そういう言い方をすると、訴訟をかけたかどうか、日本はそういう人はいないといふことはすくなく思ひます。残念ながら、この前の改革によってそういう人たちが徐々に出

てきたんじゃないかと思ひます。そうしますと、やっぱり法曹界がどのように自分たちの参加している人たちの倫理をどうやって高い水準のところで守ってもらえるのかということが一つの大きなポイントではないかと思ひます。愛国心はありますけれども、米国の例はよろしくないといふことではないかと思ひます。

人の数を増やすということはある意味で非常にいいことだと、裁判官の数ですが、やっぱり基礎的な知識を持った上で裁判しているところを勉強していただくということが肝心のポイントではないかと思ひます。

もう一つよく言われるんですけれども、果たして裁判官と司法当局、すなわち法務省、独立しているのかどうかということがよく問題だと言われています。交流は必要だと思ひますけれども、独立性を守るといふ観点から見ると十分なのかという疑問はよく聞きます。私はちよつと専門家じゃないので分からないんですけれども、そういうことが議論されているのか、ちよつと日本で何かやろうと思ひ気持ちが少なくなってくる可能性はあるので、やっぱり裁判官の独立と教育水準、これはポイントではないかと思ひます。

以上です。

○荒木清寛君 じゃ、ちよつと時間ありますので齊藤参考人に。

日本の中心の東証の社長として、一方で地方の証券市場の活性化ということについても何らかの役割を果たすべきだと思ひますが、お考えございますでしょうか。

コイズというグループは、アメリカとヨーロッパの大手証券会社がみんなコンピュータをつないで取引をする。従来、日本株は大阪、東京の日本の市場に集中するというルール、法律でもってこれはあったものが、もちろんアメリカの手数料自由化がきっかけになりまして、市場集中制度というのを廃止するという動きがずっとこのところ来ているわけであります。

したがって、市場集中主義を廃止するということは、市場はどこにでもありますよ、できていいんですよということを言っておりますので、地方にいろいろ取引所があること自体がその問題になるということは、私は、欧米人の人もそう言うんですけれども、よくそういう論理を私展開すると、あなるほどなといつて引つ込めてしまふんですね。

結局、問題は、採算も何も合っていないような市場が存続するということはおかしいと思うんですが、どうも採算が合っているらしいんですね。その採算の立て方が問題なんではないかと。ただ、現実には、地方の方々と話すと、大体商工会議所の関係でこれは存在しているわけで、地方活性化のテーマともつながっているわけで、なかなか一概になくはないというののもちよつと暴論に近いというようなのが現状でございます。

○荒木清寛君 終わります。

○大門実紀史君 日本共産党の大門でございます。

今日はお二人とも大変御苦労さまでございます。特にフェルドマンさん、よく国会にいらっしやいました。一度直接お話を伺いたいと思っておりますけれども、竹中平蔵さんとはお友達というところで、私もある意味ではお友達でございます。大匠辞められて議員辞められた後、じっくりお話をいたしましたけれども、立場はもう百八十度違います、なかなかおもしろい議論をした記憶がございます。

そういう点では、フェルドマンさんの御本も二冊ぐらい読ませていただいたことがございます。

が、恐らく私とは労働から農業から会社の在り方からすべて立場は違うと思いますけれども、大変刺激的な、すっぱりとしたいろいろな御意見をいただいているところで、本当はこんな法案よりも経済全般とかそういうお話でまた参考人に来てもらえればと思ひますが、今日は法案の関係なので幾つかお聞きするしかありませんが、先に斉藤参考人にお伺ひいたします。

私は、今回の法案、どうしても賛成というわけにいかないのが、先ほどもございましたが、ファイアウオール規制の緩和のことなんです。特に金融被害の問題を、投資信託の押し付け販売から保険会社の不払から金利スワップ等々の優越的な適用から、そういう問題ばかりやってきたものですから、どうしてファイアウオール規制を今回やらないかという疑問があるんですが、審議会の第一部の質問でも申し上げたんですが、審議会の第一部の質問でも、斉藤さん御出身の野村証券の田中さんが大変いい御意見をおっしゃっております。

話はどうも尽きるんですけれども、別に、ファイアウオール規制やれば顧客サービスにつながるというけれども、今だってお客さんの同意があればグループ内の情報の共有はできるし、役職の兼職させてくれと。これは、アメリカでは実は役職規制されていないけれども、アメリカのメガバンクは規制されていないけれども兼職はしない。なぜかというと、お客さんから疑問を持たれたくないから、規制はしていないけれども実はしないんだと。何でもこんなものをわざわざ今入れる必要があるのかという大変いい御意見をおっしゃって、私も全く同感でございます。先ほどファイアウオール規制、もしやるならばかなり厳しい自己規律をとおっしゃっていましたが、私はまず、わざわざやる必要はないと、今、これだけの不祥事がまだ続いている中で、というふう思うんですけれども。

このファイアウオール規制がなぜ国際競争力の向上になるのかとか、余り関係ないんじゃないかと。

と。だから、今回特に必要ないんじゃないかと私は思うんですが、もう少し踏み込んだ斉藤参考人の御意見があれば伺ひたいと思います。

○参考人(斉藤孝君) 私、たまたまこの作業部会の委員に指名されたときに、東京在住のヨーロッパの何か団体があるんですね、金融の人たちが集まる。イギリスも入っていたかと思いますが、中心はフランスですが、結構二十人ぐらいいらっしやった。そこへ呼ばれて、我々の最大の関心事はこのファイアウオールであると、こういう、いきなり言われました。

それで、まさしく先生がおっしゃったような問題点もこちらいろいろ出しました。これは先生よく御存じのとおり、アメリカは今少しづつウオールを変えてきていますが、元々分離を強制していた国でありますから、このファイアウオールに関するユニバーサルバンク的な考え方というのはヨーロッパが非常に強いんですね。ヨーロッパ人から見ると、ヨーロッパの金融を見てごらんと、あなたが言うような不正は起こっていませんと、こういうふうにおっしゃいます。

それで、どちらかというと利用者の立場をあなたは考えてない、要するに、証券会社だ、銀行だというような形ばかりで物を言っていて、例えば地方のおじいちゃん、おばあちゃんが、何か国債も買いたい、投信も買いたい、預金もしたいといううような人に、これは人は変わらなさいいけません、これは店を変えなさいいけませんといううのは余りにもおかしいというのが彼らの意見だったんですね。私はそれを聞いていて、消費者という立場でいくとそうなのかなと。

やっぱり禁ずるといふのも、私自身もいろんなことを見てきましたのでそれなりの理由があったと理解しております。しかし、これはやっぱり一緒に入ってくるわけですから、銀行側からも入ってくる証券側も入っていくわけですから、まさしく先生がおっしゃったように、アメリカなんか、これも宗教観なのか何か知りませんが、結構規律は許していても、やるべきでないというのはや

らないんですよ。これは欧米、結構そうなんです。その後ろにあるのは時々宗教感覚だったりなんかするんですが、これは法律的にはやっています。ただどやっちゃいけないんだよというの結構あるんですが、今日は日本は逆になつてきているんですね。元々私は日本人はそうだったんだと思うんですが、日本はやり得といううのがちよつと出てきているので、やっぱり規律、当事者のモラルというんですかね、プライド、自分は一流金融機関だというならばそういうことはやらない。そういう、あそこは規律、ルールが厳しいけれども、サービスが少しあれだけれども、やっぱりきちつとしているなというのをむしろ売り出すというううな、そういう経営者が育つ、育つといひますか生まれることを願っております。

○大門実紀史君 私もうそういう心配をしております。日本の場合、そういうことを緩めちゃうと何やらかすかからないなというののが今の現状じゃないかと思ひます。フェルドマンさんちよつと大きな話を伺ひたいと思ひます。

今日も聞いてみると、日本の金融市場は遅れている、国際競争力高めなさいいけないと。それそのものは否定するつもりはございませんが、何かもうみんながそんな話ばかり、同じ話ばかりして、猫もしゃくしも遅れているんだ、やらなさいいけないんだ、リスク取らなさいいけないんだと。どうしてみんなこんな同じ話ばかりするのかなと。そうじゃない意見もあつてもいいのではないかと私は思ひます。例えば構造改革、まあフェルドマンさんは賛成でしょうけど、一時、国民が八割も構造改革必要だと言ったのが、やっぱり今その痛みで相当反発が起きているわけですね。あのときもみんなが、構造改革はいいことだ、いいことだと、遅れているんだ、やらなさいいけないんだと。

いい部分もあつた、幾つか必要な部分もあつたと思ひますけど、何かそういう危うさをこの議論でも感じながら見ているところなんですけれども

も、今の金融市場そのものがまずどういう市場なのかと。活性化している、遅れているとか言う前に、そんなにまともな市場なのかと。

この前、五月の下旬ですが、アメリカの上院ですかね、公聴会を開かれて、投機マネーのことでヘッジファンドの幹部の方が率直な意見を申されておりますけれども、石油でいえば、アメリカの備蓄の五年分の石油をそのヘッジファンドといえますか投機マネーが握っていたり、穀物でいえば、アメリカの国民の二年間の消費分を投機マネーのところで握られていたり、もう異常な事態ですよ。そういうふうには、藤参考人の言葉で言わせると、バーチャルな取引所といえますかペーパー取引というか、投機マネーがこんな横行して、一人一人の生活に物すごく影響しているわけですね。

金融市場そのものの在り方を問わないで、ただ、遅れている、活性化しなきゃいけないと、何か議論の仕方がちよつと違うのかなと。一般的な活性化とか、みんなが頑張るのは大事なことなくですけれども、もっと議論しなきゃいけないことがあるんじゃないかと思いますが。

フェルドマンさんはこの今の、世界全体で結構なんです、金融市場、この投機マネーのこういう市場の在り方についていかが思われますか。

○参考人(口バート・フェルドマン君) ありがとうございます。

大門先生と意見百八十度違うということとをさつきおっしゃいましたけれども、そういうところもあると思いますけれども、一つ大事な共通点があります。大門先生は映画大好きということとをホームページ読みましたけれども、「カサブランカ」は特に好きだということを書かれて、私も大好き、一番好きな映画で、どこかで心理的に似ているところがあるなということもあると思います。

御質問ですけれども、なぜ、これだけみんな一方通行で一緒に動くのかと。心理学者じゃないんですけれども、心理的な部分もかなりあると思います。

ますが、私の政治経済モデルの中のひとつでC R I Cサイクルというものがあります。これは、C R I Cという頭文字を取って使っていますけれども、クライシス、レスポンス、インブルーメンツ、コンプレッセンシーという四つの言葉です。すなわち、危機、反応、改善、怠慢、こういう循環で社会が動くということが基本的な原因です。なぜこれがあるのかということですが、何か改革するときに経済が良くなりますけれども、それはちよつと時間が掛かります。例えば、携帯電話の保有を自由化したときに物すごいブームになりましたけれども、ちよつと時間が掛かりました。反面、経済が改革に反応するだけじゃなくて、改革のスピードももちろん経済に反応します。これは残念ながらマイナス関係ですよ。

すなわち、景気が良くなっていけばいくほど改革が遅くなります。人間は、人間ですから怠けてしまします。そうしますと、右上がり、時間が掛かる関係と、右下がり、すぐ起こる関係。人間はすぐ怠けてしまうから。そういうのがあってこのC R I Cサイクルが発生します。そうしますと、何か大きなことが起きたときに、ああ、何かやらなくちゃというところは当然人間の反応です。で、すぐ、じゃ改革だということとをみんな言った後、ああ、もう改革要らない、いいかなと、そういう循環が起きている、そういうことが基本的にあると思います。すなわち、経済原則と人間の心理原則が絡み合っているんじゃないかかと思ひます。

今はどういふ状況かといひますと、恐らくちよつと二年間ぐらいの怠慢の時期が終わりました。危機の局面に入っていると思ひます。それに対して反応してこのような法律を作り直して、反応して良くなりよう、という動きが始まっているのではないかと思ひます。

日本の市場は良いか悪いかということですが、でも、幾つかのことは非常に良くなっていると思ひます。よ、これは、中小企業が物すごくいい、新しい技術を開発しているところはたくさん

あります。

この前ビッグサイト行きました、いろんなちよつちよつ企業が自分の技術を見せるところを見ましたけれども、今例えば唐揚げを揚げるときに油、高騰していますよ。これを長く使えるようにある中小企業が新しい技術を開発して、日本で売れないけれどもアメリカで売れている。これはもうすばらしい技術を開発している。

だから、市場はすべて悪いわけじゃないんですけれども、ちよつと足りないところがあります。ね。じゃ、足りないって何が言いいますと、当然、投資家に高いリターンが得るような商品を開発してない、それが一つの問題ではないかと思ひます。

じゃ、投機マネーとかそういう話ですけれども、私はそういう取引をやっている方々という話を聞きますと、計算は非常に難しいけれども、例えば今原油の市場にそういう投機マネーは何割かということとを聞きますと、まあ一〇%から一五%しかないという答えが出来ます。それによつて急騰して急落するということがあり得ると思ひますけれども、穀物市場ももうちよつと少ないと言われているけれども、動きはあることは事実だと思ひます。だからといってこれが悪いかというと、そうじゃないと思ひます。むしろ、これだけ原油が急騰したこと、穀物が急騰したことは、人類のとか、この地球の、惑星の持続性の観点からいいますと、願ってもないことだと思ひます。

米国のガソリン代が四ドルになって初めて運転手たちが少なく運転することになりました。すなわち、腰をきつてようやく動き出したということ。穀物もそうです。穀物十キロを使つて牛肉一キロをつくり出す。穀物二キロを使つて鶏一キロをつくり出す。何で牛肉、これだけ食べられているのかと。特にバイオフェューエルとかバイオ燃料だとか、そういう必要なきに牛肉を食べ続けるということとは、果たして地球の持続性の観点からいっていいのかと。価格体系が人類にメッセージを送つて、米国民に対してものと合理的

に運転しなさい、地球の人類、すべての人類にもっと合理的に食べなさい、そういうメッセージを送っているから、私はむしろ投機マネーが原油市場、穀物市場に入ったことは良かったという意見です。

以上です。

○大門実紀史君 やつぱり百八十度違うなと。投機マネーが神の摂理のように人類に何かを問いかけているとは到底思えなくて、やつぱり今日、明日、生活している父ちゃん、母ちゃん、大変な事態になっていますので、ちよつと違うなと思ひますが、面白い意見を聞かせてもらいました。

もう一つ最後にお聞きしたいのは、今回のプロの市場というのがあります。これ、おかしいなと思つて私読んでいるお金持ちでやるそうなんですけれどもね。これもうさくさいな私は思っています。機関投資家だけでやるなら勝手にやってくればいいんですが、大体、個人金融資産、一千五百兆円あって、それを貯蓄から投資へと、千五百兆の半分ぐらいが高齢者ですかね。したがつて、お金持ちの、今貧富の差開いていますが、収入の少なくなつたお年寄りもいらつしやいますけど、非常にお金持ちになつてお年寄りもいらつしやいます。

それと、三億円以上持っているというのは、結構高齢者の方が多いんじゃないかと思ひますが、先日この委員会である方が、三億、十億持つて死んでいくおじいちゃん、おばあちゃん、もつたいないと、そのお金を投資に吸い寄せたらいいんじゃないかみたいなとんでもないことを言われる方がおりましたけれども、そんなのは本人の勝手、その分みんなに、子供たちに残せばいいわけだし、大きなお世話だと私は思ひます。

このプロの市場に三億円以上のお金持ちだけを引き込むというのは、しかもおじいちゃん、おばあちゃん多いなと思うんですけれども、これは何なんですかね。これ、どう思われます。何でも

なことが必要なんです。先ほどからあつた心配からすると、やりたきや機関投資家だけでやればいいじゃないかと。おじいちゃん、おばあちゃんのお金ねらつて、それを引き込む、引き込んで、何かちよつとパイ広げるんですか。そんなことやなくていいんじゃないかと思いますが、せつかくですから、フェルドマンさん、いかがでしょう。

○参考人(ロバート・フェルドマン君) ありがとうございます。

基本的に、おじいちゃん、おばあちゃん是我々が守るよという考え方は、私はそもそも間違いだと思ひます。自己責任が大事なポイントですから、こういう商品もあるんですけども、買うか買わないかということは自分で判断しないといふことは活性力のある経済の基本的原則だと思ひます。守り過ぎてみんな貧乏になつてしまふということはあるから、これは考えないといけないところもあると思ひます。参加しろ、これを買ひなさいということはだれも言つていないんです。

だから、私は、むしろ商売のやり方をきちんと見て、何ですか、スーパビリティ、クライテリオンとありますけれども、適正かどうかという、こういうことをこの人に言つていいかどうかということですね。これを徹底すべきだと思ひますけれども、それを徹底した上で、そういう商品は作つた方がむしろ、お金が欲しい、投資をしたい、例えば養鶏設備を造りたい人たちが、これから、それを造りたい人たちにとつて非常にプラスの面もあると思ひます。この人たちだけを見てかわいそうだからこうだということは、ある意味では狭過ぎる考え方だと思ひます。

例えば、そういうことをやつた結果、若い人たちは職を得られない。これは大変ですね。あるいは国内の投資ができなくて海外へ行つてしまふと。例えばニュージーランドの債券、あるいはアイスランドの債券、いっぱい買つた人がいるんです、損していますよね。だから、これはプロ市場

かプロ市場じゃないかじゃなくて、スーパビリティと教育の問題だと思ひます。

結局、すべて、何ですか、官庁が守りますから大丈夫よということ、結局みんなが共倒れになつて、国の生活水準が下がつてしまふという結果になると私は思ひますので、こういうプロ市場、むしろお金の使い方を良くする効果が大いというところではないかと思ひます。

恐らく大門先生と意見がまた百八十度違うということだと思ひますけれども、やっぱり私はおばあちゃん、おじいちゃんの将来を考えてやるべきだということではないかと思つております。

以上です。

○大門実紀史君 終わります。

○委員長(峰崎直樹君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、大変お忙しいところ貴重な御意見をお述べいただきまして、誠にありがとうございます。委員会を代表して厚く御礼申し上げます。

(拍手)

午後零時五十分には再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十一分休憩

午後零時五十分開会

○委員長(峰崎直樹君) ただいまから財政金融委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告申し上げます。

本日、大塚耕平君が委員を辞任され、その補欠として米長晴信君が選任されました。

○委員長(峰崎直樹君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

財政及び金融等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として警察庁長官官房審議官井上美昭君外二名の出席を

求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(峰崎直樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(峰崎直樹君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

財政及び金融等に関する調査のため、本日の委員会に、参考人として預金保険機構理事長永田俊一君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(峰崎直樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(峰崎直樹君) 財政及び金融等に関する調査を議題といたします。

まず、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五條の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について、政府から説明を聴取いたします。

渡辺内閣府特命担当大臣。

○國務大臣(渡辺喜美君) 昨年十二月十一日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五條に基づき、平成十九年四月一日以降九月三十日までを報告対象期間として、その間における破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告書を国会に提出申し上げました。

本報告に対する御審議をいただくに先立ちまして、その概要を御説明申し上げます。

初めに、特別危機管理銀行である足利銀行について申し上げます。

足利銀行については、平成十五年十一月二十九日に特別危機管理開始決定がなされて以来、預金保険法に基づき所要の措置が講じられてきたところであります。

今回の報告対象期間中には、平成十九年三月期における経営に関する計画の履行状況の報告が同

行より提出されております。

また、特別危機管理終了に向けた取組については、受皿候補から提出された事業計画書の審査を行い、昨年九月二十一日に当該審査を通過した者に対して譲受け条件等の提出を要請いたしました。

なお、報告対象期間外のことですが、提出された譲受け条件等の審査を行った結果、本年三月十四日に野村フィナンシャル・パートナーズ及びネクスト・キャピタル・パートナーズを中心に構成される企業連合を受皿として選定し、本年四月十一日には足利銀行の株式の譲渡に係る株式売買契約が締結されたことを付言いたします。

次に、破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容について申し上げます。

金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分は、今回の報告対象期間中には行われておりません。

続いて、預金保険機構による主な資金援助等の実施状況及び政府保証付借入れ等の残高について申し上げます。

破綻金融機関の救済金融機関への事業譲渡等に際し、預金保険機構から救済金融機関に交付される金銭の贈与に係る資金援助は、今回の報告対象期間中にはなく、これまでの累計で十八兆六千四百十四億円となっております。

また、預金保険機構による破綻金融機関からの資産の買取りは、今回の報告対象期間中にはなく、これまでの累計で六兆四千五百十三億円となっております。

これらの資金援助等に係る政府保証付借入れ等の残高は、昨年九月三十日現在、一般勘定等の各勘定合計で七兆九千六百五十億円となっております。

ただいま概要を御説明申し上げましたとおり、破綻金融機関の処理等に関しましては、これまで適時適切に所要の措置を講ずることに努めてきたところであります。金融庁といたしましては、今後とも、我が国の金融システムの一層の安定の

確保に向けて万全を期してまいる所存でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長(峰崎直樹君) 以上で説明の聴取は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○富岡由紀夫君 民主党の富岡由紀夫でございます。

早速、限られた時間ですので質問に入らせていただきます。

預金保険機構の理事長にお尋ねをしたいというふうに思っております。

今回、理事長は、再任の今何というんですか、同意人事の手続が取られているわけでございますけれども、これまで四年間理事長として預金保険機構を引っ張って統率されてきたわけでございますけれども、この四年間でどういったことを中心にされていたのか、どういったことを理事長自身として主眼を置いて取り組んでいらしたのか、金融システムの安定化に向けてどういうふうにやっていたのか、まず、その辺の四年間の総括というか、もし反省すべき点があればそういったことも含めてお尋ねしたいというふうに思っております。

○参考人(永田俊一君) お答え申し上げます。

私、平成十六年六月に就任いたしました。預金保険機構の理事長として、平成十七年四月の預金等定額保護への移行に向けた環境整備ということとをまず最初に行わせていただきました。また、預金等定額保護下での金融機関の破綻処理体制の整備、それから破綻処理機関等から買い取った債権の回収、破綻金融機関の経営者や債務者等に対する刑事、民事の責任追及といった過去の破綻事案に係る業務の円滑な処理、金融機関の資本増強のための公的資金の着実な回収、こういったことに努めてきたところでございます。

○富岡由紀夫君 ちよつと理事長に是非今日は御自身の言葉でお答えいただきたいと思うんですが、四年間の総括として、もし百点満点で自己採点するとすると何点ぐらいのお仕事を理事長としてされてきたというふうに御認識していらしたのか、お伺いしたいと思います。

○参考人(永田俊一君) 採点ということでございますけれども、私自身に私自身を採点する自信はございません。先ほど申し上げましたような観点に立ちまして業務に努めてまいりました。そのための組織づくりということもやってまいりましたし、いろんな規程とか中のコンプライアンスの体制整備とか、そういうこともやってまいりましたけれども、すべてが私はまだ道半ばだということに思っております。だれがやろうかという意味でございますけれども、そういうことでござい

ます。

○富岡由紀夫君 道半ばということは、まだこれから理事長としてやり残したことがたくさんあるというふうに受け止めてよろしいんでしょうか。

その点と、あと、これからの理事長としてお務めを継続される場合に、金融機関の破綻処理のめど、まだまだ不良債権の買い取った残りとか資本増強のまだ残った、注入した分の残りがありま

すけれども、その辺のところはどういうふうにお考えになるか、お伺いしたいというふうに思っております。

○参考人(永田俊一君) 道半ばと申し上げたのがちよつと不適切だったかもしれません。だから私がという意味で申し上げたのではなくて、私が手掛けたことにつきまして、さっき私の採点とおっしゃいましたので、そういう意味でまだ道半ばかなと申し上げた次第であります。

それから、過去からの遺産でございます保有資産の整理回収には引き続き努めていかなければいけませんし、それから資本注入等をしたものの回収ということも十全にやっていたかなければいけないと思っております。できるだけ早く、市場のタイミングとかあるいは金融機関がどの程度

の状況に回復しているのかとか、そういうことをよく見た上で、できるだけ早く処理を円滑に行う必要

があるというふうに考えております。

○富岡由紀夫君 破綻処理が大分進んだということと報告もあつたんですけれども、まだまだいろんな地方の地銀とか地域のところを見ると、ちよつとシステムのまだ安定しているかどうか不安なところもあるわけでございますけれども、そういった面を含めて、特に地方のそういった中小の金融機関の経営内容等々を含めて、今の破綻処理のめどというか、日本全体で見たときにどのぐらいまで今来ているというふうに御認識していらっしゃるでしょうか。

ああいう金融危機はもう起きないというふうにお考えなのか、それともまだそういうリスクはかなり高いリスクを持っているというふうに御認識なのか、その辺、御認識をお伺いしたいというふうに思っています。

○参考人(永田俊一君) お答え申し上げます。

平成金融危機を脱しまして、経済、金融の状況が良くなってきているわけでございますので、マクロ的に見ましては、私はそう大きな破綻があるというふうには考えておりませんけれども、しかし、御案内のとおり、経済は生き物でありますし、金融も生き物でございますので、昨今の金融経済情勢等を見ますと、やはりそれなりに私も預金保険機構としましては、いざといったときのセーフティーネット機能でございますので、具体的

な、まあ塩漬の問題は別といたしまして、何か起こったときには必ずきちんと処理ができるように備えていなければいけないのではないかと

いうふうに考えている次第であります。

○富岡由紀夫君 いざというときのために預金保険料を徴収して備えているわけでございますけれども、現在の預金保険料の利率というか率というのはどのようにお考えなのか、適正なのか、それとも不足しているのか、どういうふうに御認識しているか、お伺いしたいと思います。

と申しますのは、今まで破綻処理やつたときに、預金保険料の積み上げだけで足りなくて金銭の贈与、税金でございますけれども、かなりの部

分を国民の血税で補ったということがございますから、そういったことがないように本来はすべきだというふうに思っているんですけれども、その辺の観点を含めて、今の利率についてのどのような御認識を持っていられるのか、お尋ねしたいというふうに思います。

○参考人(永田俊一君) お答え申し上げます。

預金保険料率につきましては、預金保険法の第五十一条、それから五十一条の二では、保険金の支払あるいは資金援助その他機構の業務に要する費用の予想額に照らし、長期的に機構の財政が均衡するように定めるというふうに規定されてお

まして、機構の財政の健全性確保が求められております。

また、平成十一年十二月の金融審議会答申では、預金の全額保護の特例措置終了後の預金保険料の水準につきまして、一般勘定の借入金

の早期返済等という観点から、現行の水準、〇・〇八四％ですが、これをベースに検討することが必要になるというふうにされておまして、一方で金融機関の財務の状況等への配慮も求められているところ

でございます。

そういうこともございまして、機構では毎年度、これらの点や保険料算出の基礎となります対象預金の動向等を勘案しまして預金保険料率の変更等を検討しております。変更する場合には、運営委員会の議決を経て主務大臣の認可を得ておまして、現在の預金保険料率の水準は私どもとしては適正なものとなっているというふうに考えております。

なぜかなれば、今申し上げたことの繰り返しですけれども、まだ一般勘定の赤字が大きな状況でございまして、ある意味で金融機関の負担の上限というふうなところも考えまして判断しますと、そういうことになろうかと思

います。

○富岡由紀夫君 ちよつとこれから後、幾つか質問させていただいたんですけど、これ事前通告していなかったものですから、もしお答えできる範囲でお答えいただければというふうに思いま

す。

が、四年間の総括として、もし百点満点で自己採点するとすると何点ぐらいのお仕事を理事長としてされてきたというふうに御認識していらしたのか、お伺いしたいと思います。

○参考人(永田俊一君) 採点ということでござい

ますけれども、私自身に私自身を採点する自信はございません。先ほど申し上げましたような観点に立ちまして業務に努めてまいりました。そのための組織づくりということもやってまいりましたし、いろんな規程とか中のコンプライアンスの体制整備とか、そういうこともやってまいりましたけれども、すべてが私はまだ道半ばだということに思っております。だれがやろうかという意味でございますけれども、そういうことでござい

ます。

す。

理事長がある雑誌の中でお話しされているんですけれども、これからはつづれるのを前提に、銀行が、金融機関がつづれるのを前提に考えないといけないということで、新たな平時という言葉を使っていると思います。

ペイオフが解禁されて三年以上たったわけですが、預金者というのがどこまで本当に認識しているかというところが私はやや心配な面があると思うしております。いざ何かそうなったとき、自分たちの預金が支払がでなくなってしまうといった事態を本当に、何というんですか、真剣に国民が受け止めているかどうかということが心配なんですけれども。

非常にちよつと私疑問と想っているのは、危ない金融機関、これはもしかしたら破綻するぞ、支払ができなくなるぞ、ペイオフが実際実行される可能性があるぞといったときに、金融機関としては自ら情報公開をできるのかどうか、すべきなのかどうかというところがあると思うんですね。自分たちでもこれは危ないぞということでも言ったら、それこそ取付け騒ぎが起きて一気にパニックになってしまうといったことがある反面、やはり国民には、預金者にはそういった程度情報も与えないと自分たちの預金が支払停止になってしまうという、非常に難しいことが想定されると思うんですけれども、その辺のコントロールという取扱いはどうなっているのか、もし御見識あれば参考までにお伺いしたいというふうに思っております。

○参考人(永田俊一君) お答え申し上げます。私、この新たな平時というふうに申し上げておりますのは、要するに平成金融危機という全額保護の、一週間に一つも金融機関がつづれるようなシステミックなリスクの状態から、危機の状態から、先ほど申し上げましたような全体的なマクロの改善によりまして金融機関の健全化が図られてきておると。したがってこれからは平時だと

いうことなんですけれども、昔の平時と違っています。昔はつづれない、つづさないとというような平時でございましたけれども、これからは本当に自由な市場の中で、金融機関が万が一、経済のちよつとした変動とかちよつとした事故とか、そういうことでつづれることがあると。その際に預金保険が出勤するということでございますので、例えて言えば、何でもか、地震だとか火事といったようなことと同じようにあり得るということ念頭に、しかし現在そこにて起っているわけじゃない、しかし備えていろいろ訓練したり知識を持っていきたいと駄目だという、そのコンセンサスといいますか認識を共有するような形に何とか我々も努力していかないとはいけません。というふうに思っているわけでありまして。

したがって、広報とかそういうことにつきましても、今おっしゃったような、いかに預金保険の自身についてどの程度皆さんが理解しているか、我々自身も自身の広報活動の中でそういうアンケートを取るとかあるいは広報活動を活発にやるとか、そういうことはやっておりますけれども、そういうことが必要なんじゃないかなと思っております。

それから、破綻というのはなかなか難しく、おっしゃったとおり分かってしまうと取付けが起るというふうなことであります。その辺が非常に難しいわけでございます。最終的には金融機関がどのように自身を判断して申し出るかということにも懸かっていると思っております。日ごろはやはり預金者の皆さんができるだけ情報といえますか金融機関のディスクロージャーの中で情報を得ていくかということのバランスみたいなものだというふうに思っております。また我々預金保険機構としてまさにそういう混乱が起らないように是非しなければいけないというふうに思っております。

○富岡由紀夫君 今報告の中で足利銀行の受皿が決まったということであつたんですが、いろんな新聞報道を見ますと、やや野村グループに決まっ

たことに對して地元の人たちが心配しているという記事が載っております。例えば、投資ファンドと一緒に組み込まれておまして、リターンを優先しているんな債権処理に当たるんじゃないかと、あと、その中には何かオリックスが名を連ねているということで、日の丸を背中に背負ったハゲタカだというようなそういう批判をされていて心配されているところもあるというふうに思っています。

野村証券グループというのは、元々銀行じゃなくて証券会社なんですけれども、その辺に対する心配もあるかと思うんですけれども、その辺の受皿の選定に当たつて、野村が決まったということについての、どのように評価されているか、御感想をお伺いしたいというふうに思っています。

○参考人(永田俊一君) 受皿の選定につきましては、御案内のとおりかなりの期間を掛けまして、三次にわたる選定作業、デューデリをやりながらまさに選定作業を行ったわけで、最後に残つたのがあのグループということでございます。私どもは執行機関として金融庁の選定の手助けをさせていただいたということでございますけれども、私どもから見てもその選定は公正、妥当に行われたものだといふふうに考えております。

○富岡由紀夫君 理事長として高い金融知識という金融システムの御見識というのが要求されているわけだと思ひますけれども。

もう一つお伺いしたいんですけれども、今東京都問題になつて新銀行東京なんですけれども、こちらが元々民間金融機関でできないような無担保、無保証人の融資をやるんだという新しいビジネスモデルだといふようなことを掲げまして、余り金融知識のない方が導入して、やはり案の定、結果として見たら不良債権の山だつたといふことで非常に大問題になつていられるわけなんですけれども、そこにまた新たな税金を追加融資、追加出資をして延命をさせているというように今行われているわけでございますけれども、こ

の新銀行東京についてどのように評価されていらっしゃるのかと、もし、そういったものを、考え方があればお伺いしたいと思います。

また、その責任、まあなかなかお話ししづらいんだけれども、責任はどこにあるのか、もし感想があればお聞かせいただきたいと思います。

○参考人(永田俊一君) お答え申し上げます。

今の御質問なかなか難しい御質問で、私の立場から申し上げますと、この新銀行東京の実態及び今後どうしていくかということにつきましては、私ども預金保険機構としてはその経営あるいはその中身等について具体的には存じ上げませんので、何というんですか、今おっしゃったような立場としてどう考えているかということをお断りさせていただきます。非常に難しいと思ひますが、いざにせよ、私どもも預金保険機構でございますので、その今後の進展とかそういうものについてはよくよく注視をして、預金保険機構の立場から何か必要なことがあれば行つていかなければいけないというふうに考えております。

○富岡由紀夫君 ありがとうございます。

じゃ、続きましてちよつと国土交通省さんにお伺いしたいと思います。道路特定財源のときにいろいろとお尋ねしようと思つていたんですけれども、なかなか国会の方で審議時間が取れなくて質問できなかったものですから。

費用便益分析についていろいろと議論になつたわけなんですけれども、実は私の地元の群馬県に八ツ場ダムというダムがありまして、これは昭和四十二年に着工されておまして、もう四十二年たつているわけなんです。着工から。しかしまだ完成していません。当初計画だと二千億円の事業予算を組んでいたんですが、変更を重ねまして事業予算が四千六百億円になつたといふことでございます。あとまた工期も、本当は平成十二年に完成しているはずだったのが、平成二十二年に一回延長されて、今回また更に平成二十七年までまた延長されたということで、工事の予算もどんどん

膨らんでいる、工期もどんどん長くなっているというところで非常に議論がされているところでございますが、国会の参議院の本院議でも同僚の議員がこの問題について質問させていただいたと思ひますけれども、この中でいろいろと国土交通省さんにそのいわゆるBバイCと言われる費用便益分析のいろいろな資料をいただきました。

ところが、その算定された資料を詳しくもつと出してこれというふうにお話ししたところ、ないということなんです。

今日お手元にお配りいたしました資料を見ていただきますけれども、この中の洪水調整に係る便益というのがございまして、ブロックがA、B、C、D、E、F、G、こういういろいろあります。十ブロックに分けて、それぞれのブロックごとにこのダムを造ることによってどれだけ洪水の被害が減少するかという便益を出しているんですけれども、その一番基本となる年平均被害軽減額、①というところですね、それぞれブロックごとの。これを算出された根拠がないという、資料がないというふうに説明を事前に昨日受けたんですけれども、それは本当でしょうか。確認の、念のためにお伺いさせていただきたいと思ひます。

○副大臣(平井たかや君) これ、私もないはずがないと思つておりました、捜していただいたんですけれども、これが本当にないわけでありまして、これ、この分野に關しての文書の保存期間は一応三年ということにはなっているものの、これ今事業中の案件でありますから、本来あるべきだと私も思つております。しかしながら、それがないということでございます。

○富岡由紀夫君 ないものを前提にこの事業を継続すべきかという結論を出されたというのは本當に疑問で、何とか信じられないですね、納得いかないですよ。

四千六百億円もの税金をこれから使つて建設すると、それでなくても今ダムの不要論がどんどん出ているのに、そのBバイCを出したときの基の数字がないという、その前提でこの事業継続を決

定するということはおかしいと思ひませんか。副大臣として、政治家として御感想をお伺いしたいと思ひます。

○副大臣(平井たかや君) これ、ないというものの、これ隠し立てするような資料でもないはずなんです。これは関東地方整備局事業評価委員会、前、了承いたしたときにはちゃんと説明もし了承いただいているわけでありまして、本来、これあつてしかるべきであります。その時点で、御了承いただいた時点ではそれはちゃんとあつたということだと私は思つております。

○富岡由紀夫君 その了承が正しいと、適正だという前提でのお話ですけれども、この後ちよつとお話ししますけれども、私は、全然適正じゃない評価の便益出しているのがいっぱひありますので、ちよつと一例というか、二例というか、三例ぐらいお示しをしたいと思います。

まず、ブロックごとの被害軽減額、この出し方がまずおかしい。私は、検証してみないと、前提がおかしいと思ふんで、そういうおかしい部分はいっぱひあると思ふんですけれども、それはまあ百歩譲つてこれを前提に考えた場合でも、一番右から二行目のブロック別便益というのがあります。これはそれぞれの地域ごとに、ダムを造ることによつてはらんがどれだけ被害額が減少できるかという数字なんです。これブロックごとに上流から下流まで全部分けてあるんです。それで、もし台風とか大雨で洪水になったときにこのブロックがすべて一遍に洪水になるということはあり得ないんですよ。どこか一回決壊すれば、その地域は洪水で水浸しになつて被害を受けますけれども、そこで水がもうはけるわけですから、下の部分とか違うところでは洪水の被害が起きるわけじゃないんです。ところが、これは同時発生的に起きるという前提で積算されているんです。これおかしくないですか。便益マニユアル、中にもそういう意見が出ています。だけど、それを無視してこの数字で出しているということでございます。

これ、こういうおかしな計算の仕方を前提としたBバイCというのは全く納得いかないんです。どうでしょうか。

○副大臣(平井たかや君) 様々な降雨のパターンに対応するということだと思ふんですが、詳しくは河川局の方から答えさせていただいてよろしいでしょうか。——ですから、かつてのいろんな雨の降るパターンというのがどんどんどんどん変わつてきているし、最近の集中豪雨というふうなもの、そのすべてのパターンに対応できるようにしているということだと私は理解しております。

○富岡由紀夫君 その認識は違つております。何年かに一度のごとにこれ被害額出しているんです。二百年に一度の台風、百年に一度の台風、それそのことに確率を出して出していると。それは一応整合性はあります。だけど、同時にこのブロックが、十ブロックがすべて洪水になるということはあり得ない。そのあり得ない前提でこの便益を出していることに対しておかしいと思ひませんかというふうにお尋ねしているんです。これ、大臣、政治家としてお答えいただきたいと思ひます。

○副大臣(平井たかや君) そういうケースもあり得るだろうというふうに思つております。○富岡由紀夫君 それ、絶対あり得ません。全部、全地域が一遍に洪水になるようなというのは、それこそ何十億年に一度の台風が何かじゃないかといふじゃないですか。それはよく調べていただきたいというふうに思ひます。一つ取つてもこれはおかしい。

次に、もう時間がないので余りあれなんですけれども、二番目のところを見ていただきたいと思ひますけれども、河川の水量確保に係る便益の算定というふうにあるんですね。これを見ると、名勝吾妻峽に必要な水量を確保することによる景観改善等の効果便益として算定したと、景観改善と書いてあるんですね。ダムを造つて何で景観改善なんですか。これは水を流すということですよ。

ているらしいんですけれども、元々、今水は流れているんです。それをダムで止めておいて、また水を流して、それで景観改善だ、それで便益があるんだというふうには出しているんですけれども、おかしくないですか、これ。どういふふうに。

ちよつと大臣にお伺い今日はするといふふうに言つていたので……

○副大臣(平井たかや君) 副大臣でございます。

○富岡由紀夫君 あつ、副大臣にお伺いしたいと思ひますので、お答えをお願いします。

○副大臣(平井たかや君) これは景観改善等の効果を算定するに当たつて、いわゆる仮想的市場評価法、CVM。要するに、こういうふうに水が流れることに對して幾ら払うかというアンケートに基づいて調査したものであり、これも費用便益マニユアルの規定のとおりCVMという方法を利用させていただいてお聞きしております。

○富岡由紀夫君 私が尋ねているのはそのマニユアルがおかしいかということでお尋ねしているんです。そのマニユアルどおりやつていたらこうなつちゃうんですね。だから、これはおかしいんです、何とかCVM何とかというのとはおかしいんです。

このアンケートも見させていただきました、すごいインチキがあるんですね。一回当たり、次のページ見ていただくと、支払意志額百四円とあるんですけれども、百四円の出し方がすごい恣意的な偏つたアンケートで出しているわけなんです。

近く、群馬県で連う三波石というところもあるんですけれども、これは連うダムのところの溪谷を言つていられるわけなんですけれども、これも、元々水が流れていたところをダムを造ることによつて水がなくなつちやうた。それを、水を流すことによつて、幾ら払つて水を流すのを見たいですかという、そういうアンケートなんです。そんなばかげた話ないと思ふんです。元々ダムがなければ水が流れているのに、それで、ダムで水がな

なっちゃって、じゃ、水を流すから幾ら払ったら見たいですかという、そういうやり方しているんです。それで、お金払いたくないという人がほとんどなんですけれども、アンケートを取った。そんなのでお金ばかりかしくて払いたくないって、それは当然だと思うんですけども。

それと、河川清掃などボランティアであればやってもいいよという人がいるんですね。中には払ってもいいよという人がいるんです。払ってもいいよという人に対して幾らまでいいよという聞き方ならいいんですけども、ボランティアをやった、ボランティアだったらやってもいいよと、要はお金は払いたくないんだけれどもボランティアだったらいよいよという人まで、改めてもう一度、お金は幾ら払ったらいいかという聞き方するわけですね。それも、百円だったらいよいよ、二百円だったらいよいよ、三百円だったらいよいよ、二百円と答えた人に対して、次、二百円ならいいよと、そういうやり方なんです。だから、非常に誤った結果が、これ誘導、恣意的に出てきちゃうんですね。そうすると、この百四円という金額の出し方も私はおかしいというふうに思います。

それと、もっとおかしいのはこの次の年便益、年間利用見込み数七百三十九万二千四百人とありますけれども、これはどこから来たのかというと、次の三枚目、見ていただきたいと思います。これは、今回造る八ツ場ダムの近くの長野原、嬬恋、草津、六合、吾妻、この町村に来る観光客、年間の観光客全員を基の数にしているんですね。吾妻渓谷というのはほとんど泊まらないですよ、今でも。草津温泉行く人はみんな通りますけれども、ほとんど通過します。このために来る人というのは十万人もいないんじゃないですか、十数万人しかいないというふうに地元の人言っていました。それなのに七百万人、これを作ることによって七百万人の観光客が来ると。元々、草津温泉とかいろいろ長野原とか嬬恋とか、こういうところに来る人たちは全部吾妻に来る、吾妻渓谷、八ツ場ダムに来るという前提で出しているんです。

ね。これはおかしいというふうに思いませんか。○副大臣(平井たかや君) この入り込み客等々についての考え方は、これはいろいろあるかと思えます。ですから、この問題に関してはやっぱり点検をしていかなきゃいかぬと私自身も思っています。

ただし、今回のこの水量に係る便益というのは、洪水調節に係る便益が八千二百七十六億円に對して百五十五億円ということでありますから、こういう言い方したらちよつと怒られるかも知れませんが、大したことではないのかなと。いや、金額的に、それよりも、それよりも私が思うのは、これ以上コストを増やさないとすることがこのプロジェクトでは一番重要だと思っています。

○富岡由紀夫君 一事が万事なんです。こういうところのアンケートでこういう適当なアンケートを作って便益を膨らませている。さっきの洪水の被害額もそうです。十か所が一週に洪水になるわけなのに、十か所起きている前提で積算されている。全くおかしいんですね。

それとあと、次の、せつかくだから(2)も見ていただきたいと思えますけれども、もう一個アンケートやっていると、これもやっぱり群馬県の相模ダムというところでダムを造ったことによつて水が流れない。水を流すことに対して幾らまで払っているんですかという同じようなアンケートを取っているんですね。これは地域の世帯全員を、何というんですか、標本の母数としています。アンケート調査をやつて、それやると、これも金額の払い方のアンケートは、さっき言ったように非常に何というかだまされやすい評価になつちゃうんですね。

これを見ると、相模ダムの下に赤谷川というんですか、そういうのがあるんですね。その水を流すことによつて川が復元すると、それに対して幾ら払ってもいいんですかというやつぱり尋ね方なんです。こういう赤谷川なんて普通知らないと思えますよ、ほとんど。そのためにお金を払つて見に行きたいという人は余りいないと思うんです。

けれども、その人に対して一応やつたんですね。そうすると、支払意志額というのは月に四百七十九円も払つていいというアンケート結果が出ちゃうんですね。月ですよ。年間にすると五千七百四十八円も払つて赤谷川というところに、今までダムでせき止められたところに水を流すことによつて水が流れる、それを見るために年間五千七百四十八円も払いたいという人が出たという結果が出ているんですね。このアンケートに、普通あり得ませんよ。五千円も払つて今アクアラインだつて通りたくないのに、こんな赤谷川という川の水を流すことに対して五千七百円も払いたい。

しかも、この近隣の世帯四万二千五百七十六世帯が全部が行くという前提になつていているんですね。この四万二千五百七十六世帯というのは、この次の三ページ見ていただくと分かりますけれども、中之条町からずつと出ております、この世帯数ですね。この世帯、四万二千五百七十六世帯が五千七百四十八円お金を払つて毎年行くと、このダムを見に行くと、そういう前提でこの便益を出しているという。

これこそ便益の水増しというか、インチキな積み上げとしか言いようがないと思うんですけれども、副大臣、おかしいと思いませんか、こういう出し方について。副大臣に今日は伺いたいと思つていので、よろしく願います。

○副大臣(平井たかや君) 今のは世帯の話ですよ、世帯で五千幾ら、だけど一人当たりということではないですよ、確認をさせていただきますけれども。

この便益がどうかということを言われますと、これは今まで専門家の意見を聞きながらまとめたきた便益マニュアルのつとて行つていっているというところで、素人の私がこれ以上いろいろ口を挟むのはどうかと思いますが、しかしながら、私なりの個人的な、個人的な感覚ですよ、個人的な感覚だ、いささかやっぱおかしい面があるのかなというふうには感じます。

いているダムですから、一刻も早くコストを削減しながら完成、本体事業に入れるように全力を挙げる必要があるかと考えております。

○富岡由紀夫君 これは是非、一般の感覚でとらえていただきたいと思えます。専門家の考え方ももしこれが正しいということになつたら大変なことになつちやいますよ。こんなめっちゃやんなアンケートに基づいてこんなめっちゃやんな便益で出されたらもう何でもできちゃいますね。費用便益分析やつて幾らでも数字がでちゃやうという、これは非常に恐ろしいことだというふうに思つております。

今度もし時間があればアンケートを全部皆さんにお配りして見ていただきたいと思えます。いかにいいかげんなアンケートのやり方を取つているかということをごいいます。四万二千五百七十六世帯が毎年、年間五千七百円も払つて見に行くようなものじゃないと思えますよ。その辺は是非検討していただきたい。

あと、計画も、今回ダムの計画が高さが減少されたんです。元々高かったものが低くされた。何かどういふことでやつたのか知りませんけれども、計画変更になつていっていると。それだったら、最初の計画は何だったんだというふうに思うんですね。そういったことも含めて、このダムについては分からないことがいっぱいあります。是非もう一回、この二・九という費用便益分析の数字をもう一回改めていただきたいと思えます。それから本工事着手していただきたいと思えます。

○副大臣(平井たかや君) 現在、利根川の河川整備計画を策定すべく、この五月二十三日に、第四回の有識者会議を開催しました。学識経験者や地域の方々のお意見を聞きしつづ様々な角度から検討を行っているところであります。八ツ場ダムの費用便益分析についても、その過程の中で不審の見直し、点検を行うこととさせていただきます。

○富岡由紀夫君 早急に見直しをしていただい

て、是非御報告していただきたいと思ひます。内容については是非国会の中で議論させていただきたいと思ひます。

これで私の質問を終わります。

○尾立源幸君 民主党の尾立源幸でございます。

（委員長退席、理事より子君着席）

今日はFRC報告に対する質問ということでございますが、たまたまタイミング的に預金保険機構理事長の同意人事につきまして、永田理事長の再任ということで提示が政府から国会になされておりますので、今日は預金保険機構の運営や、また三期目であることなどについて中心にお聞きをしたいと思ひます。一般的なことにしましては先ほどの富岡委員からも質問がされておりますので、今日は特に整理回収機構への助言、監督の状況についてお聞きをしたいと思ひております。

まず、預金保険機構と整理回収機構の資本関係についてお聞きをしたいと思ひます。そしてさらに、この前の質問でも少しさせていただいたんですが、預金保険機構の業務内容に整理回収機構への指導、助言が含まれておりますけれども、その中身について具体的に教えていただきたいと思ひます。

○参考人（永田俊一君） お答え申し上げます。

整理回収機構は預金保険機構の一〇〇％子会社であります。同時に、破綻金融機関等から譲り受け又は買い取りました資産の管理、回収及び処分を行う協定銀行として、預金保険機構と整理回収業務に関する協定を締結しているところでございます。

そもそも協定銀行制度を設けました趣旨は、整理回収業務について民営的手法を重視し自立経営を旨とする点に配慮いたしまして、整理回収機構の自主性ないし判断を前提として効率的な回収に努め、もって国民負担の最小化を図るということとしたものであります。

そのような観点から、具体的には、預金保険機構と整理回収機構の間で開催されます各種会議の場などを通じて、譲受け債権等の回収、損

害賠償請求権の行使、民事手続、不動産取引等に関する一般的な法令実務に関する指導及び助言を行っているということでございます。

○尾立源幸君 今お話を伺いたしますと、一〇〇％出資の完全子会社であるということ、それだけではなくて、特別な協定を結び、指導、助言、密接に協力し合いながら、連携し合いながら業務を行っているということだと思ひます。そういう意味で、普通の一〇〇％株主以上のお立場だということとはよく分りました。

今日は理事会の方にもお願いをしたんですが、そういう意味で、指導、助言する側とされる側、整理回収機構とこの預金保険機構というのは不可分一体なわけですね。そういう意味で、指導する側、される側、両方のトップにお話を伺ったことがあったということでございます。またこれ今回の理事会でお諮りをいただいたと思ひますが、こういうふうな密接不可分な場合は、やはりお二方を同時に並べさせていただいて、お呼びしてそれで質疑をさせていただけるような御配慮をさせていただければと思ひます。これはまたお願いでございます。

○理事（円より子君） 後刻理事会で協議いたします。

○尾立源幸君 ありがとうございます。

それでは、もう一点、整理回収機構から平成十一年以降、前身の、名前はございますが、ずっと上納といひますか納付を受けていらつしやると思ひます、利益の。

これはちよつと質問外でございますが、平成十一年が十六億円、十二年から十八年まで累計で一兆二百八十二億円、最近は一億ぐらゐから二千多いときは三百八十六億と、こういうふうな納付を子会社であるRCCから受け取っているわけでございますが、この納付につきましては予算といひたものがあらかじめ何らか立てられて、話合いをされているんでしょうか。

○参考人（永田俊一君） これは、御案内かと思ひますが、整理回収に当たりまして簿価超益といふ

たものが出た場合にこれを納付していただくということになっておりますので、実はRCCの中ではその簿価超についてある程度見通ししたいもののは持つということはあるわけでございますけれども、これはやはり事後的に出てきたものを翌年度に向けて納付していただくという形になっております。

○尾立源幸君 そうすると、例えば平成十九年、これは決算終わっていると思ひますけれども、これはもうお分かりになっておるんですか。また、平成二十年以降の、もう始まっている今期、どのような見通しを共有されているのか、理事長にお伺いしたいと思ひます。

○参考人（永田俊一君） ちよつと手元に、恐縮でございますが、数字というものはありませんが、RCCが扱っております整理回収でございますが、住専ですね、住専債権、それからRCB債権といひまして昔であれば整理回収銀行が扱っていたもの、それから健全金融機関から買い取りました五十三条債権といったもの、あるわけでございますが、一応、住専債権についてはある程度、先ほどのお話のような簿価超益がどのくらい出るのかなという見通しは立てておりますが、それはあくまでもRCCの方で見通してございまして、で、だんだんこれは金額が減つてきておりますので、たしか今年は三十億ちよつとかなというよう

な感じだったというふうな記憶しております。○尾立源幸君 今の三十億というのは住専関係ということですね。そのほかに一般のものがあるという理解でよろしいですか。

○参考人（永田俊一君） お答え申し上げます。そのとおりでございます。ただ、先ほど申し上げましたように、ある程度見込みを立てているのは住専関係という意味で、あとのものは結果としてこれだけ上がってくると、こういうことでござい

ます。○尾立源幸君 しかし、近年を見ておられますと、一千億台から二千億ということで、これ思ひがけずこういった納付があったというふうには思ひな

いような巨額な金額なんです。特に、平成十三年からは全部ずつと二千億台を超えておりました、何かその時々債権回収の、うまいこといった、そうじゃなかったによるような変動じゃなく、ある程度固定化されているように私は見えるんですが、いかがですか。

○参考人（永田俊一君） 御指摘のとおりでございます。基本的には、要するに経済の状況が良くなつてまいりましたものだから、買い取りました簿価に比べますと、不動産とか債権の方も債務者の方の状況が良くなつたりいたしまして回収がはかどるといったことがございまして、そういう意味で簿価超益がのところ同様な水準で出ていくということでもあります。

○尾立源幸君 たまたまというわけじゃないんでしよう。私は、いろいろ調べてみますと、相当計画的にやられているんじゃないかと思ふような事例がございします。それは、債権回収を急ぐと、こういう姿勢が現れているような事例が出てきております。

もちろん、これまで乱脈経営をしてきた銀行やまた経営者の追及ということで一定の成果を上げられていたのは私たしかだと思ひますが、最近、特に金融再生法五十三条が適用されるようになってから、これまでの住専の債務者から回収をするということプラス金融機関、一般の金融機関からの、借り手からの回収を急ぐと、やるといふこと、さらには連帯保証人からも回収をするといふふうにとんどんとんどん広がっているように私は思ひます。プラス、その対象範囲が広がることと回収を急ぐということが特徴なのかなと思ひて

見ております。その点に関して理事長の認識はどうでしょうか。RCCを完全一〇〇％子会社として持つ親会社の理事長として、そういう傾向があるんじゃないですかと私は指摘しているんですが、どうでしょう。

○参考人（永田俊一君） お答え申し上げます。（理事より子君退席、委員長着席）

御案内のとおり、五十三条の債権につきましては、これは健全金融機関の不良債権を買い取るということで、まさにおっしゃったとおり、事業再生といった観点にも配慮しまして、できるだけ難しい債権を買い取るということをやったものでございまして、買取りの期間も限定して二年間、それから、できるだけ早くそれを回収するという法の立て付けになっておりましたので、そういうことからいっても、これについては可能な限り促進をしておるし、するということをやつてきているということでございます。

それから、御案内のとおり、住専の債権等につきましては、これは二十三年が住専勘定の閉鎖の年に当たりますので、そういうこともにらみながら、かつRCCとしまして、ここへ来まして、これは私の見立てですけれども、抱えている保有資産の、どういう性格のものかとか、そういうものの分析管理といったものが非常に網羅的にできてるようになってまいりましたので、そういうものをよく見ながら、市場の状況等併せながら回収に当たつていくということだと思ひます。

○尾立源幸君 基本的な認識は共有していただいているということでございますが、債権回収を急ぐ一つのモデルとして、債権者の破産を使つた事業再生、これ先週議題にさせていただきました。

私、この手法があるということを知つたんですけれども、RCCの存在意義というものをもう一度改めて考えてみますと、やはり当時はサビサラー、回収を専門にする会社というのが育つていなかったという状況があつて、唯一と言つていいんでしょうか、不良債権の回収をする会社で発足したわけでございますが、今、御案内のとおり、民間サビサラーではもう百十三社くらいですか、私の知る限りでは、こういうふうに育つてきておりますし、そんな中で、何か無理やり仕事をつくらなきゃいけない、存在意義を高めなきゃいけないということで何か強引なやり方をしているんじゃないかなと、こういう私、今問題

意識を持つております。

そこで、この債権者破産を使つた事業再生、このモデル、理事長も先日、これはまさに一つのビジネスモデルなんだということで御認識を同じくされていきますけれども、もう一度この内容について簡単に御説明をいただけますでしょうか。それと、このことについても助言や指導もされているのかということも併せてお聞きしたいと思ひます。

○参考人(永田俊一君) お答え申し上げます。

整理回収機構におきましては、事業再生を目的といたしまして、民事再生手続や会社更生手続に加えまして破産手続も活用しているということでございます。具体的には、債務者による不正あるいは財産の隠ぺい等が行われるおそれがあることなどから債務者との間では解決が困難な場合、あるいは種々の事情により民事再生手続若しくは会社更生手続によることが困難な場合、こういった場合におきまして破産手続開始の申立てを行うことがあるということでございます。

○尾立源幸君 そこで、この債権者破産を使つた事業再生について、もう少し御認識を問わせていただきたいと思います。

一般論でございますが、例えばこのRCCの社長は奥野社長、弁護士さんでいらつしやつて、奥野総合法律事務所ですか、お持ちだというふうに私聞いておるんですけれども、例えば事業の譲渡先が奥野さんの顧問先である、こういうような場合は、何か利益相反といひますか、内規に触れるような、こういう規定はあるんでしょうか。

○参考人(永田俊一君) 利益相反に具体的に当たるようなものにつきましては、RCCの中の倫理規程といったようなものにつきましても整備をされてきておりますし、それからそういう顧問先との取引といひますか、それはないというような確認を就任時にさせていただいたとか、そういうことはやつてきておりますが、本件につきましては、私も、さつきおっしゃられたような指導、助言と

いうことがございましたけれども、お聞きしている限りにおいては、これはそういうものに当たるものではないというふうに考えております。

○尾立源幸君 視点を交えますと、前社長、鬼追社長も任中にRCCの管理している債務者の不動産会社の社長さんから月々顧問料をもらつていたということ、大阪弁護士会からも品位を著しく汚したというような決議も出ていたわけでございますが、今お聞きしたところ、奥野社長が経営する法律事務所が譲渡先に選ばれたような場合、当然これは報酬も発生するわけなんです、そういうことは、それが社内できちつとしたプロセスのつとめて決められたのであれば問題はないという御認識なのかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○参考人(永田俊一君) 利益相反に関する社内の体制につきましては、十八年の二月より前は自己申告制によるチェックをさせていただいて……

○尾立源幸君 自己申告制。

○参考人(永田俊一君) はい。

それから、十八年二月以降は、そのチェックをきちつと制度的に実施して、二十年一月、今年の一月からは、これを制度を明文化するというような形でやつております。

先ほどお触れになりました鬼追さんの件は、まさにその自己申告制によるころの話でございます。この問題についても我々問題として考えておるわけですが、しかしこれは現在大阪弁護士協会で懲戒の委員会にかかつておりますので、その様子を注視するというところでございます。

奥野現社長の件でございますけれども、これは事業譲渡先の親会社の法律顧問をしているということでございまして、この事業譲渡そのものは、まさに整理管財人の決断の下に行つておりますので、当機構として先ほど申し上げましたような判断をしているわけでございます。

○尾立源幸君 ちよつとよく分からないんですけども、私が申し上げる以前にいろいろ察してい

ただい、気を遣つていただいております。もしもらつていふと思ふんですけども、まさに今おっしゃつていふので言ひますが、その事業譲渡をした会社の親会社の法律顧問ではあつたということですよ、それを今おっしゃつたわけですが、じゃ、その子会社が譲り受けた場合は、親子関係がどうであれ、それは別に構わないんだと、こういうことなんではないかな。

それともう一点、なぜ理事長は、こういった微妙な利益相反的な話があるにもかかわらず、また鬼追前社長の件もあるにもかかわらず、RCCの社長に就いた弁護士さんに関しては独立性をもつときちつと保つような仕組みにしようと思ひなのか、その点はどうお考えですか。

奥野社長自身は、御自身で、皆様へのメッセージということで、公平、公正な態度をもって接してまいりたいと、こういうふうにおっしゃつていらっしゃるんですけれども、やはりこういう外形的な公正性が保たれないと、おっしゃつていらっしゃることは達成できないんじゃないかと思ひますし、まして報酬をもらつていらつしやる、ただ顧問をやつていられるわけじゃないと思ひますので、その辺、理事長としてどのように御認識ですか。

○参考人(永田俊一君) おっしゃるとおり、公正、公平性ということは大変大事なことで、このふうに考えております。

したがいまして、先ほど社長の言にもありましたように、社長自身もそういうことについてはやましいところはないということでお話をされておりますし、またそういうふうにお話をされておるにきちんとしてまいりたいというふうに思つております。

○尾立源幸君 もう少し付け加えますと、その親会社の、また親会社と子会社がつくつていふ投資法人の役員には奥野社長が経営される弁護士事務所の弁護士さんが役員として就任されておりますので、これ、ただならぬ関係じゃないのかなと、

○大門実紀史君　とにかくこの間、非常に頑張っていた。だっているんで、もっと胸張って言ってもらって結構ですよ。共産党が警察を褒めるとするのは珍しいことでございますので。

ただ、私の方にもいろんな、ずっと取り組んで

きた関係で情報が来ていますんで、是非この点、
新手段の口がありますんで、研究してほしいなと
思うんですけれども。

口座凍結というのは厳しくなりましたですね、
今、警察も金融庁も頑張ってくれています。そう
すると、やみ金は、口座に振り込んでくれという、
何々銀行何々支店何々番号というのを、もう言っ
てもすぐ凍結されてしまうかもしれないというん
で、私、この委員かな、どの委員会か忘れました
けれども、決算委員会か、出金系サイト問題で
取り上げたことがあるんですが、サイトの中の口
座、電子マネーが絡むんですけども、つまり
何々銀行何々支店じゃなくて、番号だけ本人に
来るんですね。この番号さえあればコンビニでも振
り込めるんです。そういう新手段の振り込み口座と
いいますか、そういうことが今、出金系サイト
のを取り上げたときに、これ、やみ金でもやられ
るんじゃないかということで、警察庁に今から警
戒してくれと言ったのが、実際もうやみ金でやら
れ始めました。是非これを研究してほしいという
のと、口座の売り買いですね、そうはいっても現
実にある口座の売り買いが、今相場が上がって
まして、前は五万円ぐらいで売り買いされてた
んですけど、カード付きとかいろいろ付いてい
ると、それが今は十万円ぐらいになっているそう
です。

この問題は警察庁だけではなかなか難しいとい
うところもありますんで、経済産業省もそうで
し、金融庁も、この点、この新手段の口座につ
いて研究して、至急対策を練ってほしいと思
います。西原さんの方でいかがですか。

○政府参考人(西原政雄君) 最近やはり振り込め
詐欺の関係、これにつきましては、この四月ま
での統計でも対前年で一・八倍というように非
常に増えております。そういった中で口座に対
して厳格に対応していくことは、我々非常に
大事なことでありまして、

そういった中で、現在どんな形でそれに対し

対応できるのかということで、今おっしゃられた
ような新しい手段ということもございまして、
真剣に対応策も考えていきたいというふうに考
えております。

○大門実紀史君 またこちらからも情報を提供さ
せていただきますので、研究してもらいたいと思
います。

この間、被害者の会とか弁護士さんたちが、
ちょうど先月の末からの三日間ですかね、やみ金
一一〇番というのをやられました。この内容も
非、金融庁も警察庁も参考に資料としてもらっ
ていただきたいと思います。

少しだけ御紹介しますと、やみ金の四八%、半
分が、さっき申し上げましたけど、今もう非対面
型、会って脅すなどということをやらないで、電
話で勧誘して、電話一本で振り込みさせるとい
うのが半分になっております。借入金額も、何百万
じゃないんですかね、五十万とか数十万、百万ぐ
らいで、ただし利率は一〇〇%というようにな
ると、脅しでやるわけですね。是非これも、こ
ういう資料ありますので活用してもらいたいと思
います。

この中で、ちょっと気になったのでまた指摘さ
してもらいますけど、警察に相談したときの対応
で、良かったか悪かったかという点でいくと、ま
だ七四%が悪かったと、二六%は良かったとい
ふような数字が出ております。前にも指摘して
もらいましたけれども、現場の警察官は、特にこ
中では、じゃ警察が何を言うかという、借りた
ものは返せと言われたというのが一番多いん
ですね、いまだ。千葉西署、実名は出しません
けど、の警官なんかは、幾ら理屈を言っても、いや、借
りたものは返すんだと言って突っ張ってしまう
というふうな、何といいますが、法的に無知な頑迷
な方もおられますので、是非、周知徹底を更
に図ってほしいというふうに思いますが、警察
いかがですか。

○政府参考人(井上美昭君) いわゆるやみ金融に

関して相談を受けるに当たっては、被害者の、相
談者の心情に配慮しつつ、その訴えを誠実に聴取
をし、事案の特性、背景等を適切に判断をして対応
すべきものと認識をしておるところであります。

警察庁では、担当者を集めた全国会議における
指示、警察大学校等における教育訓練などを繰り
返し行うとともに、必要な都度、現場の警察官に
とって平易でかつ実践的なものとすべく相談対応
マニュアルを改訂をするなどしておるところでござ
います。これを受けまして、都道府県警察では、
執務資料の発出、警察署の担当者を集めた指導な
ど更なる意識付けを図っているところでありまし
て、今後とも適切な相談対応について都道府県警
察を指導してまいりたいと思っております。

○大門実紀史君 是非徹底をお願いしたいと思
います。

もう一つは、この委員会でも取り上げましたけ
れども、被害者の会の方々が、自殺の多い青木ヶ
原の樹海、あそこに自殺防止、借金で死ぬことは
ない、相談してくれという看板を立てられて、そ
こでも、あれは、取り上げたのはもう一年以上前
ですかね、この委員会でもいろいろありまし
たけど、三十三人の方がその看板を見て電話して
たという話で、電話してこられたというのは命が助
かったということですね。これは大変いい取組だと思
います。

このときは、今警察の対応ひどい話もしまし
たけど、非常にいい対応をされているんですね、地
元警察の富士吉田署ですね。富山県におられた御
夫婦二人が、もう失業して借金で二人で死のう
と、富山まで帰るお金がないのをその警察官が六千
円用立てあげて、しかも被害者の会の太陽の
会という頑張っているところがありまして、そ
に借金の相談をしないというところをして、そし

て富山の相談者、司法書士の方を紹介してもら
って、富山に帰るお金もその山本係長という警察官
が立て替えてあげるといふふうなことで、私は本
当に立派な警察官だなというふうに思います。

もう一つ、福井県の東尋坊、こそも自殺の名所
ですけど、こは、地元の観光協会がそういう自
殺防止という看板を立ててくれるなど、イメージ
悪くなるからというところでは看板はまだ立てられ
ていないんですけど、元警察官がパトロールをさ
れて、ボランティアで、自殺しような人を見かけ
たらおやめなさいということですね、これも大変
立派な方だなというふうに思います。特に現職の
この富士吉田の山本係長なんかは、私はもう表彰
してあげるべきだと思うぐらいですね。こういう
方を顕彰、表彰してあげてほしいと思います。

いずれにせよ、この富士吉田のように、地元警
察とこういう被害者の会との連携で、頑張れば五
人でも十人でも数十人でも自殺者をなくせるとい
いますか救えると思うんですけども、警察庁と
して、こういう地元とそういう関係団体との取組
を強めていってほしいと思いますが、いかがで
しょうか。

○政府参考人(井上美昭君) 警察といたしまして
は、国民の生命、身体を保護するとの立場から、
自殺を防止するため、各都道府県において設置さ
れております多重債務者対策本部等の場も活用
いたしまして、やみ金の被害者協議会等々の関係機
関、団体と連携を図りつつ、必要な協力や取組を
行つてまいりたいと、かように考えておるところ
でございます。

○大門実紀史君 ありがとうございます。終わ
ります。

○委員長(峰崎直樹君) 本日の調査はこの程度に
とどめ、これにて散会いたします。

午後二時十分散会

〔参照〕

(富岡由紀夫委員資料)

財政金融委員会 (提出資料)

2009年6月3日

長妻 樹雄 長妻 樹雄 長妻 樹雄 長妻 樹雄

長妻 樹雄 長妻 樹雄 長妻 樹雄 長妻 樹雄

1. 治水関係に係る便益の算定

八斗場地区の治水に付して、治水経済調査でマニュアル(案) (平成17年4月)に基づき、各フロクことの平均治水効果算定を算定し、八斗場地区の治水に付する便益を算定した。
なお、治水効果の算定は、八斗場地区の治水に付する便益を算定した。
考え、その算定値に付する個別地区の治水効果の割合とした。

ダム効果算定 (単位: m³/s)			八斗場地区の治水効果算定 (単位: m³/s)		
ケース	八斗場	野田	取手	基準地点	八斗場地区の治水効果算定
① 既設ダム	20,024	5,324	14,966	八斗場	535
② 八斗場	19,489	5,194	14,666	野田	130
③ 八斗場	20,024	5,324	14,666	取手	(※)283
④ 八斗場	19,489	5,194	14,666		
八斗場効果算定	535	130	283		
八斗場効果算定	535	130	283		
八斗場効果算定	535	130	283		

※ダム効果算定

・八斗場: 上流ダム群の調節量 (22,000-16,000)
・野田: 1/200における野田流量 (7,000m³/s) と計画洪水流量 (10,500m³/s) の差分 4,229m³/s
・取手: 1/200における取手流量 (14,729m³/s) と計画洪水流量 (10,500m³/s) の差分 4,229m³/s

治水関係に係る便益			八斗場地区の治水効果算定		
年平均治水効果算定 (百万円)	八斗場	野田	取手	基準地点	八斗場地区の治水効果算定
①	19,603	5,324	14,966	八斗場	535
A	30,495	6,000	535	野田	130
B	21,046	4,229	283	取手	(※)283
C	56,071	4,229	283		
D	4,639	4,229	283		
D-2	420,131	6,000	535		
E	16,571	1,000	130		
F	46,036	4,229	283		
G	13,252	6,000	535		
H	11,177	6,000	535		
I					

デフレクター (H18指数/H14指数) = 0.9018 ※ (150,438/156,400)
H18年調節量 = 52,722 ※ H14年調節量 × デフレクター

2. 河川の水量確保に係る便益の算定 (河川の水量確保)

八斗場地区の治水に付して、治水経済調査でマニュアル(案) (平成17年4月)に基づき、各フロクことの平均治水効果算定を算定し、八斗場地区の治水に付する便益を算定した。
なお、治水効果の算定は、八斗場地区の治水に付する便益を算定した。
考え、その算定値に付する個別地区の治水効果の割合とした。

- ① 治水効果の算定は、八斗場地区の治水に付する便益を算定した。
- ② 治水効果の算定は、八斗場地区の治水に付する便益を算定した。

このため治水効果の算定にあたっては、事業の効果による受益範囲の考え方を「居住者」、「観光客」の2種類を組み合わせて算定した。

- (1) 観光客による便益

- ① 受益範囲と観光客数

平成13年度の関係町村別「観光客入込数」によると
受益範囲: 3町2村 (吾妻町、奥野原町、横倉村、草津町、六合村) 7,392,400人

出典: 国土交通省資料

② 年便益

支出差額 (WTP) 104円/人/年
(下流地区の事例では、地元及び観光客のアンケート回答者から算定しておりその値を引用)

年便益 (B) = 年間利用見込人数 × 支出差額 (WTP) = 7,392,400 × 104 = 768,809,600円

(2) 居住者による便益

① 受益範囲と居住者数 42,576世帯

② 年便益 479円/月・世帯
支出差額 (WTP) (相模ダムの事例では、地元及び観光客のアンケート回答者から算定しておりその値を引用)

年便益 (B) = 年間利用見込人数 × 支出差額 (WTP) = 42,576 × 12 = 244,726,848円

(3) 総便益

年便益 (B) = (観光+居住) × デフレクター (H18指数/H14指数) = (768,809,600 + 244,726,848) × 0.9018 = 991,000,000円

3. 治水 (公共) に関する費用便益比について

1. 及び2. の各便益を社会的割引率 (4%) を用いて現在価値化した上で、費用便益を加え、便益を算出する
別途、建設費及び維持管理費のうち、河川分に係る費用 (54.6%) について、社会的割引率を用いて現在価値化し、費用を算出する。
以上から、費用便益比 (B/C) = 2.9と算出した。

八斗場ダムによる河川の水量確保便益について

吾妻峡では、上流での発電による取水のためなど河川の水量が減少し、渓谷の河川景観が損なわれることがあるが、流水の正常な機能の維持として必要な水量を八斗場ダムから放流することにより、常に河川に必要な水量を確保することが可能となる。

河川の水量確保便益は、このような河川の水量確保による景観改善の効果と、便益として計算したものの。

便益の計測については、事業効果の受益対象者を、「観光客」、「居住者」とし、近隣ダムによるCVM法 (仮想市場法) を適用している。

ハツ場ダム河川の水量確保に係る便益の算定 (河川の水量確保)

(1) 観光客数

市町村名	ふりがな	観光客入込数	備考
長野県	ながの	1,224,200	
長野市	ながの	2,736,800	
長野市	ながの	3,003,800	
長野市	ながの	198,000	
長野市	ながの	229,600	
長野市	ながの	7,392,400	

出典：平成13年度市町村別月別観光客入込数推計表より

(2) 居住世帯数

市町村名	ふりがな	世帯数	備考
中之条町	なかのじょうまち	6,072	
東村	あがつま	667	
長野市	ながの	4,844	
長野市	ながの	2,469	
長野市	ながの	3,379	
長野市	ながの	3,583	
六谷村	くさつ	690	
六谷村	くさつ	16,794	
子持村	こもち	3,499	
小野上村	おのがみ	579	
計		42,576	

出典：群馬県移動人口より

(3) 水量確保による景観改善に対する支払意欲アンケート対象 (相模ダム)

市町村名	ふりがな	アンケート数	備考
新治村	にいはる	100	
月夜野町	つきよの	100	
沼田市	ぬまたし	400	
沼田市	ぬまたし	400	
前橋市	まえばし	2,000	
計		3,000	

年度	t	① 国土交通省(%)		② (国土交通省)		③ 国土交通省(%)		④ 国土交通省(%)		⑤ 国土交通省(%)		⑥ 国土交通省(%)		⑦ 国土交通省(%)		⑧ 国土交通省(%)		⑨ 国土交通省(%)		⑩ 国土交通省(%)		⑪ 国土交通省(%)		⑫ 国土交通省(%)		⑬ 国土交通省(%)		⑭ 国土交通省(%)		⑮ 国土交通省(%)		⑯ 国土交通省(%)		⑰ 国土交通省(%)		⑱ 国土交通省(%)		⑲ 国土交通省(%)		⑳ 国土交通省(%)		㉑ 国土交通省(%)		㉒ 国土交通省(%)		㉓ 国土交通省(%)		㉔ 国土交通省(%)		㉕ 国土交通省(%)		㉖ 国土交通省(%)		㉗ 国土交通省(%)		㉘ 国土交通省(%)		㉙ 国土交通省(%)		㉚ 国土交通省(%)		㉛ 国土交通省(%)		㉜ 国土交通省(%)		㉝ 国土交通省(%)		㉞ 国土交通省(%)		㉟ 国土交通省(%)		㊱ 国土交通省(%)		㊲ 国土交通省(%)		㊳ 国土交通省(%)		㊴ 国土交通省(%)		㊵ 国土交通省(%)		㊶ 国土交通省(%)		㊷ 国土交通省(%)		㊸ 国土交通省(%)		㊹ 国土交通省(%)		㊺ 国土交通省(%)		㊻ 国土交通省(%)		㊼ 国土交通省(%)		㊽ 国土交通省(%)		㊾ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)		㊿ 国土交通省(%)	
----	---	------------	--	-----------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--

五月三十日本委員会に左の案件が付託された。

一、保険業法の適用の除外に関する請願(第二五九二号)

一、消費税率の引上げ・大衆増税の反対に関する請願(第二五九三号)

一、保険業法の適用の除外に関する請願(第二六四七号)

一、消費税率の引上げ・大衆増税の反対に関する請願(第二六五一号)

一、保険業法の適用の除外に関する請願(第二六八〇号)

第二五九二号 平成二十年五月十六日受理

保険業法の適用の除外に関する請願

請願者 徳島県板野郡北島町鯛浜字大西一

四二ノ一九 藤榮恵裕 外四十四名

紹介議員 吉川 沙織君

この請願の趣旨は、第一三五号と同じである。

第二五九三号 平成二十年五月十六日受理

消費税率の引上げ・大衆増税の反対に関する請願

請願者 山形県東置賜郡高島町大字上和田

二、三四六ノ二六 秋葉豊 外五千九百七十二名

紹介議員 舟山 康江君

この請願の趣旨は、第二四五六号と同じである。

第二六四七号 平成二十年五月十九日受理

保険業法の適用の除外に関する請願

請願者 福岡市東区青葉五ノ一ノ四 岡本

茂樹 外二百四十二名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一三五号と同じである。

第二六五一号 平成二十年五月二十日受理

消費税率の引上げ・大衆増税の反対に関する請願

請願者 山形県米沢市太田町一ノ三ノ六

吉田義光 外三千九百九十九名

紹介議員 舟山 康江君

この請願の趣旨は、第二四五六号と同じである。

第二六八〇号 平成二十年五月二十二日受理

保険業法の適用の除外に関する請願

請願者 東京都板橋区中台三ノ二七ノEノ

一〇二 宮優子 外九名

紹介議員 大河原雅子君

この請願の趣旨は、第一三五号と同じである。